受託者の忠実義務

星 野 豊

日	K
第1章 問	問題の所在290
第2章 芽	英米法における受託者の忠実義務 ······292
第1節	英国法における忠実義務法理の原型293
(1)	利益取得禁止法理と利益相反禁止法理の概要293
(2)	利益取得禁止法理と利益相反禁止法理の現代的意義297
第2節	米国法における受託者の忠実義務298
(1)	忠実義務の基本法理299
(2)	忠実義務の緩和の状況302
(3)	忠実義務法理の意義と動向303
第3章 日	日本法における受託者の忠実義務304
第1節	忠実義務の必要性304
第2節	英米忠実義務法理の応用可能性306
第3節	忠実義務の在り方と信託法第22条の解釈308
(1)	忠実義務の在り方308
(2)	信託法第22条の解釈309
第4章 全	う 後の課題 ······312

第1章 問題の所在

信託法第22条第1項本文は、受託者による信託 財産の固有財産化と,信託財産に対する受託者の 権利取得を禁止している。通説は、この規定を受 託者が受益者に対して負う忠実義務の具体化, す なわち、受託者は、①信託財産の利益と受託者個 人の利益とが衝突するような地位に身を置いては ならない,②信託事務の処理に際して自ら利益を 得てはならない,③信託事務の処理に際して第三 者の利益を図ってはならない、との三つの原則の うちの第1原則の具体化であると理解し」,同条は 厳格な強行規定であって当事者間の別段の合意を 許さず,同条第1項但書(裁判所の許可による固 有財産化),同条第2項(包括承継等による固有財 産化及び権利取得),信託業法第10条第2項(商事 金銭信託における金銭の返還に関する特例)など で認められた場合を除き, 同条に違反する行為を 全て無効であると解釈している2。

この通説の厳格な解釈に対しては、信託法第22 条は受益者の利益を保護するための任意規定であるから、受益者の承諾又は信託行為の別段の定めにより同条の禁止は解除されるべきだとする反対説も存在したが³、従来の実務は、不満の声は強かったものの⁴、概ね通説に従い、同条に抵触する状態を回避してきた。

しかしながら近時に到り、①土地信託において、建設された建物を賃借することは、信託財産に対する権利取得に該当するため、受託銀行は建物賃借人となることができず、土地信託の運営に支障を生ずる場合があること、②特定金銭信託において、受託銀行自身の金融商品に対する運用は、信託財産の固有財産化に該当するため、委託者兼受益者からの指示があっても、自行の商品を運用の対象とすることができないことなど、通説の厳格な解釈が信託財産の合理的な運用を妨げ、かえって受益者の利益を損なう場合のあることが指摘されたことにより5、第22条の性質とその解釈をめぐって再度議論がなされ、同条は一応強行規定ではあるが、同条にいう「信託財産二付キ権利ヲ取

得スル」とは、「ニ付キ」の文言解釈及び事柄の実質から他物権の取得のみを意味し、土地賃借権などの債権は同条の禁止に触れないとする解釈も示されることとなった。現在のところ、現行法の解釈論としては、通説はなおその地位を維持しているが、立法論としては、裁判所の許可又は受益者の承諾があれば、受託者の自己取引や信託財産に対する権利取得を認めてもよいとするのがほぼつ致した見解である。

それにしても従来は、第22条の基本的な性質については同条が忠実義務の規定であるとする通説の考え方が暗黙の前提とされ、その厳格な解釈によって生ずる具体的な場面での当事者の不都合を是正するための文言解釈が議論の中心となっていた。しかし、このような場当たり的な対応では、今後発生してくる問題の解決を図れなくなる恐れがある。実際、現在まで特に表面化したことはないが、上記以外にも、第22条と実務との間には議論しなければならない問題点が存在しているのである。

例えば、受託者である信託銀行は⁸、信託財産に属する金銭を余裕金又は末運用元本として保管する際、自行に預金口座を設け、当該金銭を預金して利子を付与することが、信託財産の固有財産化として第22条に抵触するため、「銀行勘定貸⁹」という概念を用いて同様の効果をあげている。しかし、この銀行勘定貸は、大蔵省の通達以外には法律上の根拠のないものであり、この制度を立法化することの是非は格別、現行の実務が通説の厳格な解釈に適合するかどうかは疑問である¹⁰。

又,信託銀行が管理する信託財産と同行の固有 財産とが,同一の債務者に対して共に債権を有し ている場合には,債務者の破産あるいは担保権の 実行に際して,信託財産と受託者の利害が確実に 対立するため,受託者の行動如何によっては忠実 義務違反の問題が発生することになる¹¹。

さらに、1992年通常国会で成立した金融制度改革法(平成4年法律第87号)に基づき、証券会社及び金融機関の子会社方式による信託業務へ参入が認められることとなったが(改正銀行法第16条

の2,改正兼営法第1条),これらの信託銀行子会社と親会社等との間の取引は、信託法第22条が本来予想していないものであるため、形式的に別会社であることを利用して実質的に自己取引を行なうなどの忠実義務違反が起こる恐れがあることをどのように防止するかは、非常に重要な問題である。大蔵省の通達では12、信託銀行子会社の親会社に対する贈与が禁止され、親子会社間の貸付、借入、預金、有価証券の売買等については取引状況等に関する書面を残すことが要求されているが、この規制の方法や程度、範囲についても、忠実義務の本旨との整合を検討する必要がある。

要するに、第22条が受託者の忠実義務の具体化であるとするなら、同条の解釈は忠実義務の本旨から演繹されるべきであり、しかも現在示されている各解釈論は、いずれも同条の文言から一応演繹可能なものであるから、条文の文言解釈のみを行なっても、問題の根本的な解決とはならないわけである。

そもそも、それ以前の問題として、信託法には 受託者の忠実義務を明定した規定は存在しない。 英米法の下で発達した信託と、大陸法圏に属する 我が国の法体系との整合を図るべく、信託財産の 独立性、信託の承継等に関して比較的明快かつ詳 細な規定を設けている信託法に明定がないという ことは、我が国の受託者には忠実義務を課さない か、あるいは他の義務又は手段を以て忠実義務に 代替させる趣旨と解釈する余地もあるわけであり、 日本法の下で受託者の忠実義務を議論する場合に は、その必要性の有無から検討しなければならな い筈である。

又,仮に忠実義務の必要性が認められたとしても,第22条には受託者の忠実義務が問題となる取引形態のごく一部しか規定されていない。例えば,受託者の固有財産の信託財産化,信託財産相互間の取引,信託財産と受託者の競業などについて信託法は沈黙している。このため,同条が忠実義務の規定であるとするのなら,その解釈にあたっては,同条に規定のないこれらの取引形態をどう規律するかということも併せて考える必要がある。

同条に規定されていない行為であっても、これに よる受益者の損失の危険性が同条列挙の行為と比 べて格別低いとは言えないのであり、規定以外の 行為はすべて許されるとする単純な反対解釈は, 受益者保護の観点からも、同条に規定された行為 の規制との均衡からも妥当でないからである。通 説によれば、固有財産の信託財産化は、対価が受 託者に受領される点において第22条の禁止の範囲 内であり、その他の形態については同条の射程外 ではあるが、民法第108条の趣旨より本人の承諾、 即ち信託行為による権限付与が必要である, とさ れているが13, 信託と代理では, 受託者(代理人) の行為の帰属, 受益者(本人)の受託者(代理人) に対する監督権限,特に解任権の行使(信託法第 47条と民法第651条を対照)などの点において重要 な差異があるため、代理人に関する解釈を受託者 に単純に応用してよいかどうかについては, 受託 者の忠実義務の本旨からの再検討が必要である。

以上の観点から受託者の忠実義務を総合的にと らえなおすためには、我が国の従来の議論を検討 するのみでは不十分であり、信託法の母法である 英米の信託法理14における,受託者の忠実義務の 内容及びその意義に関する議論を参照することが 必要である。もっとも、英米の信託と日本の信託 では、各々の法体系のなかで占めている地位、制 度の目的, 法理の機能の範囲や程度などにおいて 異なっている点が存在するため, 英米の法理を参 照するに際しては,英米と日本との差異に充分注 意しなければならない。さらに, 英国法と米国法 では、同じく受託者の忠実義務といっても、法理 を表す呼称, 法理の構成, 議論の重点の置き方な どにおいて微妙な差異があるため, 英国法と米国 法との差異も考慮する必要がある。この点に関し, 受託者の忠実義務を母法まで遡って議論した従来 の論稿では15, 当時の英米法における受託者の忠 実義務に関する判例法理を当然の前提としたうえ で, 我が国の信託法の条文との整合が検討されて おり,英米及び日本での信託法理における忠実義 務の必要性や現代における意義は何かという点に ついてはほとんど検討がなされていない。

現在の我が国では、幸いにして受託者の不祥事が多発している事実はなく、信託に対する社会全体の信頼が危機に瀕している状況にあるわけではないが、受託者の最も基本的な義務とされる忠実義務の在り方をあらかじめ考えておくことは、上述した諸問題を解決するためにも、又、信託がその柔軟な性格によって、法改革の有益な手段から、詐欺、脱税、執行免脱の道具とまでなりうる法制度であり、その健全な発展のためには、現実に財産の管理、運用を行なう受託者の資質の維持、向上を図ることが重要な要素となることからも、必要かつ有益な議論というべきである。

本稿は、以上述べた問題意識に基づき、英米の信託法理における受託者の忠実義務に関する議論を参考として、英米と日本との差異に注意しながら、我が国の信託法における受託者の忠実義務の在り方を考えてみようとするものである。

以下では、まず第2章において、英米法の信託 の上位概念である信認関係法理について簡単に触 れた後、英国及び米国における受託者の忠実義務 の機能及び問題点を検討する。英米における受託 者の忠実義務に関する判例、学説は膨大な数にの ぼり、又、米国法に関しては州によって規制の異 なる部分も存在するが、日本信託法の忠実義務の 在り方についての参考とするために英米の法理を 検討するという本稿の目的から、法理の詳細な内 容に立ち入ることは避け、代表的な判例、学説を 概観して一般的な傾向を検討することとし、引用 も必要最小限のものに限る。

次いで第3章において、日本信託法における忠 実義務の必要性を考えた後、英米の信託と日本の 信託の根本的な違いに注意しながら、英米法の忠 実義務法理を我が国に応用することの是非を検討 したうえで、我が国における受託者の忠実義務の 在り方、及びその帰結としての第22条の解釈について考える。なお、本稿では信託法の一般理論と しての受託者の忠実義務を検討するため、原則と して民事信託を念頭におくが、現在の我が国で多 く行なわれているのは商事集団信託であるから、 具体的な場面での対応策等に関しては、商事集団 信託への一般理論の応用、修正も考慮する。又、 公益信託については、信託の設定や終了の要件、 受益者の確定性やその権利の性質、監督機関等に おいて私益信託と状況の異なる部分があるけれど も、受託者の忠実義務は、受託者の信託財産に対 する管理の当不当や、信託財産と固有財産との関 係を問題とするものであるから、私益信託に関す る議論は第72条により監督権が裁判所でなく主務 官庁にあることを除き、公益信託にも全て当ては まるため、特に区別して議論することはしない。 そして、以上の議論をふまえたうえで、最後に 第4章において、今後の議論の課題について述べ

第2章 英米法における受託者の忠実義務

る。

現在の英米法圏で、受託者の義務が取扱われる場合には、受託者だけを取り上げて議論することは少なく、信託の上位概念である信認関係(fiduciary relation)の受認者(fiduciary)として包括的に検討されるか、又は他の形態の受認者と対比しながら議論されるのが通常である¹⁶。これは、専門化の進行する現代社会の中で、専門家の能力の有効利用と個人の利益の保護とを調整する必要が生じたことと¹⁷、信託以外の法制度における法律関係当事者間の、社会的、経済的な事実上の格差から生ずる不公正、不平等の是正のために、信託法理を応用して妥当な解決を図ろうとすること¹⁸とに基づいている。

fiduciary とはラテン語の fiduciarius (信頼を受ける者)に由来し¹⁹, 従来は信託の受託者及びそれと類似した地位にある者を指すと理解されてきた²⁰。 従来の判例で,受託者以外に信認関係の受認者と認められた者としては,代理人 (agent),遺言執行者 (executor),遺産管理人 (administrator),受寄者 (bailee),後見人 (guardian),取締役 (director),共同事業者 (partner),弁護士 (attorney, solicitor) などが代表的であり²¹,受認者の範囲はこれのみに留まらないとする見解が有力である²²。そして現在においては,受認者及び

信認関係の本質を、単なる比喩や信託の類推とし てでなく、 論理的にとらえ直そうとする努力がな されており23,他人の利益のために行為すること を引受けた者 (a person who undertakes to act in the interest of another person)²⁴, 不当利得 (unjust enrichment)25, 相手方を支配する権力 (power to control another)²⁶, 第一義的概念と しての裁量の統制と第二義的希望としての商業機 構及び市場の保護 (the primary notion of the control of discretion and the penumbral desirability of protecting commercial structure and the marketplace)27, 相手方の利益のために行使 する義務を負うとの条件の下で権限を受領したと き (whenever any person receives a power of any type on condition that he also receive with it a duty to utilise that power in the best interests of another)²⁸,信認者への従属と委託された 権限 (a substitute for the entruster and the delegated power)29など, さまざまな見解が提唱 されているが、信認関係の範囲が広大かつ漠然と しているために、その中に含まれる様々な制度の 同質性と異質性を同時に説明することが困難とな り,論理的な統一には程遠い状況にある30。

現実の受託者が、代理、寄託、遺言執行など、信託以外の多様な業務を兼ねている現状で、受託者の特質をより明快かつ具体的に理解するためには、上位概念である受認者として包括的に検討する方が望ましい。しかし、前述のとおり、現在のところ受認者の本質に関しては議論が百出して論理的な統一は困難な状況にあり³¹、逆に、受託者が受認者の中に含まれ、その典型かつ基本型であることについては見解が一致しているから³²、受認者について不必要に抽象的な議論をするよりも、むしろ具体的形態としての受託者について直接議論する方が、日本法の下における受託者の忠実義務の在り方を考えるため英米法を参照するという本稿の目的にも適うことになる。

従って、以下では受認者の本質について詳細に 議論することはせず、受認者とは「信認関係の範 囲内において、関係の相手方である受益者の利益 のために、財産管理、事務処理を行なう者³³」と一 応定義しておき、受託者は受認者の典型かつ基本 型であるとの認識の下に、受託者について専ら議 論する。

もっとも,他の形態の受認者についての判例が,一般法理として受託者に応用される場合もあるし³⁴,又,受託者を念頭に置いた理論が,形式的には受認者一般を対象として論じられていることもあるため³⁵,受託者以外の者に関する判例,理論が混在してくることは避けられない。しかし,受託者が受認者の典型かつ基本型である以上,受託者と他の受認者との本質的な差異を見落とさないかぎり,重大な誤解を生ずることはない筈である。

第1節 英国法における忠実義務法理の原型

忠実義務とは、duty of loyalty の訳語であるが、 この duty of loyalty の語は, 1930年代初頭の米国 において, 当時起草中であった第1次信託法リス テイトメント(RESTATEMENT OF TRUSTS) に採用されることによって, 講学上の概念を表す 用語となったものであり36,英国の信託法の議論 の中では、現在においても用いられていない37。し かし, duty of loyalty の違反とされる具体的な状 況, 例えば自己取引, 受託者の利益取得, 競業な どが信託法上重要な問題であることは英国におい ても同様であり、実際、米国の duty of loyalty の 法理は、基本的には18世紀から19世紀にかけての 英国における、受託者による信託財産からの利益 取得禁止の法理 (trustee may not profit from his trust)38と利益相反禁止の法理 (conflict of interest and duty)39を継受したものであるから、本節 ではこの二つの判例法理を忠実義務法理の原型と してとりあげ、その内容と現代的意義を検討する。

(1) 利益取得禁止の法理と利益相反禁止の法理の 概要

利益取得禁止の法理とは、受託者が信託事務の 遂行にあたる際、直接間接の如何を問わず、信託 財産から一切の利益を得てはならないという、厳

格性と硬直性を以て知られる高度の倫理的規範である。この法理の代表的先例とされるKeechv. $Sandford^{40}$ は,Rumford(Romford) Market Case ともいわれ 41 ,幼少の受益者のために定期不動産権(lease)を有していた受託者が,受益者のための権利の更新を相手方から拒絶されたため,やむなく自己のために更新を行なったことに対し,当該行為に不正のないことが認定されたにもかかわらず,受託者による利益取得の禁止の厳格性を強調して,受益者のための擬制信託(constructive trust)を命じた事案である。

財産管理者に種々の規制を課すことによって, その資質を向上させ、財産及び受益者の利益を保 護し,制度に対する信用を確保しようとすること 自体は、時代や法域に関係なく全ての財産管理制 度に共通してみられる現象であり42, 定期不動産 権の更新に関しても、Holt v. Holt 43において、 同旨の判断が既になされているため、古来からの 公序の一環としてこの事件を説明する見解も多 い44。しかし, Keech v. Sandfordが殊更厳格な義 務を受託者に課したのは、判決文中には述べられ ていないけれども、その直前の1720年に起こった 南海泡沫(South See Bubble)45の深刻な後遺症 と, それに対する強い反省が背景としてあったた めと理解されており46,この事件が現代において も、受託者の利益取得禁止に関する代表的先例と 目されていることからも47、利益取得禁止の必要 性と重要性が現実の問題として認識されることと なった直接の原因は,経済恐慌によって生じた現 実の損害に対する反省であって, 本判決は, 受託 者に厳格な義務を課すことによってその資質を向 上させ、信託制度自体に対する不信の除去と信用 の回復を目指し、併せて受益者に損害が生ずる恐 れのある行為を未然に防止することによって,受 益者と財産の保護を図ろうとしたものとみるべき である。

このKeech v. Sandfordに示された利益取得禁止の法理は,受託者以外の受認者,及びこれと同視し得る地位にある者に対して幅広く適用された他,定期不動産権の更新に限らず,受託者の地位

を利用した利益取得を禁止する一般法理として, 様々な事件に応用されていくこととなった。

例えば、Re Biss 48は、被相続人が無遺言(intestate)で死亡し、配偶者が遺産管理人となって、相 続人である成人した子の協力を得て被相続人の事 業を継続していたところ、信託財産のための定期 不動産権の更新が拒絶され、後に事業に協力して いた子のために個人的に更新がなされたことに対 し、他の相続人との信認関係が存在せず、地位利 用もなかったことを理由に擬制信託を否定した事 案であるが,一般論として,受認者若しくは準受 認者 (quasi-fiduciary) ⁴9,又は,①信認関係の受 認者にあたる者,②受認者ではないが,他人の利 益のために行動しているように虚偽表示 (fraudulently represents)をした者, ③ある特別 な地位 (some special position) により、他人の 利益を図る義務を負う者50,にあっては,利益取得 は許されないと述べている。

又, Williams v. Barton ⁵¹は, 受託者が信託財 産の評価を行なうにあたり、自己の勤務する会社 に当該財産の評価を依頼し,会社との契約に基づ いて、会社の得た報酬の一部を取得した、という 事案に対し、仮に受託者の得た報酬が会社との従 来からの契約に基づくものであり, 受託者が信託 財産の評価及びその評価についての報酬額の決定 にあたって関与していなかったとしても, 本件に おいて受託者が得た利益は会社の従業員として得 たものではなく, 受託者はその地位を利用したも のであると判示した。要するにこの事件では,受 託者が信託財産の評価を誰に依頼するかの選択を 行なうにつき、自己の利益を図った点が問題とさ れたわけであり、従って、例えば、In re Dover Coalfield Extension Ltd.52では、株式の受託者が、 事実上当該株式によって取締役に就任できたもの であるとしても, 自己の職務に基づいて得た取締 役としての報酬については, 利益取得にあたらな いとされている。

一方, Protheroe v. Protheroe ⁵³は, 夫が自己の 名義で自己及び妻のために家屋を購入し, 夫婦で そこに居住していたが, 当該夫婦が離婚した後, 夫が当該家屋の存する土地に自由土地保有権 (freehold)を取得した,という事案に対して,従来の判例54の傾向を無視し,「Keech v. Sandford 以来の衡平法上の原則」と述べたのみで,当該自由土地保有権に関して擬制信託を命じた55。この事例では,受託者が,土地の負担の有無による価格の格差から計算した価値よりもはるかに低い価格で自由土地保有権を取得しており,従って受託者には地位利用による利得があったわけであるが56,受託者による自由土地保有権の取得が,受益者との利益相反状態を構成するとの観点から判旨を支持する見解もあり57,一般論として考えれば,利益相反禁止の法理の適用の事例ということができる。

利益取得禁止法理の適用が、主観的にも客観的 にも最大限に拡張された典型的事件が, Boardman v. Phipps 58である。この事件は、信託財産 の顧問弁護士が,受託者の代理人として行動して いた際, 財産に属するある会社の株式の価値が, その会社の財産状態を正確に反映せずに低く抑え られている事に気付き, 当該株式の価値を上昇さ せるためには当該会社の経営権を握ることが必要 であり、株式の買付けをすべきである旨受託者に 打診したところ, 受託者がこれを拒絶したため, 受益者の一人とともに自費で当該株式の買付けを 行なった結果,株式の価値が上昇し,信託財産に 利益をもたらすとともに、自らも当該株式により 利益を得ることとなったのであるが、この自費に よる買付けを行なうにあたり, 三人いた受託者の うち, 買付けを拒絶した受託者を含む二人の承諾 は得られたものの,残る一人については老齢のう え重病であったために承諾が得られず, 他の受益 者の完全な情報開示に基づく承諾(fully informed consent) もなかったというものであっ た59。最高裁判所(House of Lords)の意見は三 対二に分かれ、多数意見 (Lord Cohen, Lord Hodson & Lord Guest) は、この弁護士等は信託 財産の代理人として行動している際に本件の情報 を得たものであり、信託財産に関する情報は、必 ずしも信託財産の一部を構成するものではないが,

これを利用し自ら利益を得た行為は, 信託財産を 利用した利益取得であり、本人に対して責任を負 う (accountable) と判示した。これに対して少数 意見 (Viscount Dilhorne & Lord Upjohn) は, この弁護士等の買付けは, 信託財産の利用によっ てではなく, 自己の費用と危険において行なわれ ており61, そもそも信託財産に関する情報は, ①受 託者であるか否かに関係なく, 当事者間の信頼 (confidence)を破壊するものであるか,又は②受 認者の義務と利益とが相反する状況が存するか, いずれかでなければ、信託財産の一部をなすもの とはいえず62, さらに, 本件においては, 受託者が 明示に買付けを拒絶している他、そもそも裁判所 の許可がなければ買付けができなかったという事 情があったわけであるから63, 信託財産との利益 相反も生じていないと反論している64。信託財産 に関する情報も全て財産の一部ということになる と、複数の信託財産を管理している受託者の場合, その一挙手一投足が悉く忠実義務違反とされる恐 れもあるため65、信託財産に関する情報の全てが 信託財産に含まれるものでないことについては, 多数意見も少数意見も一致しており, 両者の違い は情報を利用した利益取得があったか否かではな く、本件での利益相反の恐れをどう評価したかに かかっている。要するに多数意見は利益相反状態 の判断について極めて厳格な考え方をとったとい うことであるが66, 結局のところこの判決は, 受託 者に厳格な義務を課すことによって, 受託者に集 中しがちな信託財産に関する情報を、受益者又は 裁判所に対して開示させる間接的効果を持つ点に, その現代的意義を認めることができるものといわ れている67。

一方,受託者の自己取引 (self-dealing) に関する判例は,Fox~v. Mackreth 68 ,Whichcote~v. Lawrence 69 など,18世紀の後半には既に存在していたが,これらはいずれも受託者が取引に関して利得を得た事例であった。しかし,Campbell~v. Walker 70 は,受託者が信託財産を競売で落札した事例に関し,価格が公正であっても受託者の行為は取消し得ると判示し,その後,Ex~Parte

Lacey ⁷¹, Ex Parte James ⁷², Ex parte Bennett ⁷³ などのエルドン卿(Lord Eldon)の一連の判決によって,取引の公正に係る真実は,裁判所により判断することが不可能であることを理由とする⁷⁴, 受託者の利益取得の有無や,取引の公正さにかかわりのない,受託者の自己取引を一切禁止する形式的かつ厳格な判例法理が形成された。

この自己取引禁止の法理,すなわち利益相反禁止の法理によれば,いかなる条件の下においても,受託者が信託財産を買受け,若しくは競売において落札した場合には,原則として受益者の選択により取消の対象となる⁷⁵。第三者が価格の算定をしたこと⁷⁶,価格が公正であったことは⁷⁷,義務違反の判断には影響しない。

配偶者など、受託者の近親者に対する信託財産の売却は、それだけでは取消可能とならないが、両者の関係の実質により判断される⁷⁸。

第三者を介しての信託財産の取得は,原則として禁止されるが⁷⁹,第三者に対する売却価格が適正であり,売却当時に買戻し,再譲渡の約束(agreement)が存しない場合や,買戻しが売却後長期間を経た後になされた場合には取消されない⁸⁰。しかし,第三者に対する取引が完結する前に買戻しの約定をすることはできない⁸¹。

受託者が信託財産の買受けを目的として辞任しても、信託財産を取得することは許されないが⁸²、辞任した後、買受けまで年月を経ており、受託者としての地位を利用していないことが明らかな場合はこの限りでない⁸³。

以上の自己取引に関する利益相反禁止の法理は、例外のない厳格さを以て近時まで存続してきたのであるが、Holder v. Holder 84に到って、この法理の例外が模索されることとなった。この事件は、三人の遺言執行者のうち一人が、若干の書類に署名したこと以外はほとんど遺言執行者としての職務に関与せず、係争財産である土地において、被相続人の生前よりこれに協力して農業を営んでいたものであるが、原告を含む利害関係人が一堂に会した席上で、この遺言執行者が当該財産を買受ける旨の意向を表明し、その後裁判所において遺

言執行者の職務を辞任したうえで、他の遺言執行 者によって行なわれた競売において,当該財産を 適正価格で落札したというものであった。従来の 法理から考えれば, 信託財産の取得を目的として 辞任した受認者に対しても自己取引の禁止が及ぶ 筈であったが⁸⁵, 裁判所は全員一致でこの遺言執 行者の買受けを容認し, 実質的に遺言執行者の職 務に関与せず、裁判所において当該財産の買受け を目的とした辞任の手続がなされた場合にあって は, 自己取引禁止の法理はその適用がないと判示 し86, 硬直な利益相反禁止法理に妥当な例外を認 めたものと理解されている87。もっとも,裁判所が 予備的に述べているとおり,本件では,利害関係 人全員の面前で遺言執行者より財産買受けの意向 が示され, それに対して原告を含めて特に異議を 述べた者がいなかったというのであり、 受益者の 承諾ないし黙認の効果を認めて遺言執行者の行為 を正当化することもできた事例であったが88、裁 判所が一般論として利益相反禁止法理の例外を判 決において検討し、法理の硬直な適用がもたらす 矛盾, 難点を回避しようとした点は高く評価すべ きである。

以上に述べた受託者の利益取得禁止及び利益相 反禁止の法理は, 受益者の承諾, 信託行為による 権限付与、又は裁判所の許可があった行為につい ては適用されない89。受益者の承諾により,受託者 の義務と責任が解除される理由は、一旦権限を与 えたことを翻して受託者を訴えることは信義に反 するものであること90,あるいは,同意は権利侵害 の成立を阻却するから (volenti non fit injuria) 91, と説明されることが多い。もっとも, 信託及びその前身であるユース (use) の発展経緯 をみると92, ユース及び信託は、遺贈の代用、教会 への土地の譲渡,女性の個人財産の保護など,様々 な制約を受けていた個人の財産権を, 受益者の受 益権の行使という形で拡大させる機能を果たして きたものであり, 承諾を与える受益者は能力者で あることが必要なことや不完全な情報や詐欺に基 づく承諾に効果が認められないことなどを説明す ることも容易となることから, 信託財産の管理,

処分について、受益者による承諾に効果を認める ことは、信託の個人財産権の拡大機能の一環とし て理解することも可能であると思うが、この問題 に関しては、私法体系における信託の役割全般に ついて考察することが必要であるため、今後の研 究課題としたい。

この他、受託者による受益権の取得は、信託財産自体の取得と異なり、自己取引禁止の法理は直接適用されない⁹³。しかし、受託者が受益者と取引するにあたっては、受託者が受益者に対して完全な情報開示を行ない、取引自体が公明正大(distinct and clear)であり、かつ、取引において受託者がその地位を利用していないことが必要である⁹⁴。受益権は受益者の完全な個人財産であるから、信託財産の自己取得と異なり、受託者が両当事者を兼ねることがないため、自己取引禁止の法理は適用されず、不当な地位利用のみが禁止されるのである⁹⁵。

他方,信託財産がある事業を営んでいる場合に,受託者が同種の事業を併せ営むことは,信託財産からの利益取得とならなくても,利益相反状態を生じさせるため,信託財産に対する義務違反とされる⁹⁶。

又、受託者が信託財産からその職務につき報酬を受けることは、信託財産からの利益取得に形式的に該当するため、信託事務は無報酬であることが原則とされているが⁹⁷、Cradock v. Piper ⁹⁸において、弁護士兼受託者が信託財産に関する訴訟を受託者として遂行した際の訴訟費用を、信託財産から償還することが認められた他、信託行為による約定、受益者の承諾、裁判所の選任した受託者に対する報酬など、現在では多くの例外が認められている⁹⁹。

以上みたとおり,英国における受託者の地位利用,自己取引等に関する判例法理には,Brayv. $Ford^{100}$ において,「受認者の地位にある者は,…利得を得てはならず,利益と義務の相反する地位に身を置くことは許されない。」と典型的に述べられているとおり,利益取得の禁止と利益相反の禁止が混在しているため,法理としての一貫性に欠け

る面がある。判例の第一の目的は個々の事件の解決にあり、信託法理自体が論理(logic)というよりも便宜(expediency)によって発達してきたものであるとしても¹⁰¹、受託者の行為基準の在り方を考える場合には、種々の事例に適用されたそれぞれの法理に共通する現代的意義を模索し、法理全体を論理的に再構成する必要がある。

(2) 利益取得禁止法理と利益相反禁止法理の現代 的意義

Keech v. Sandford において、受託者の利益取得が厳格に禁止され、さらに19世紀初頭のエルドン卿の一連の判決によって、形式的な利益相反行為が一層厳格に禁止されたのは、経済恐慌に対する反省を契機として、厳格な義務を受託者に課すことによりその資質を向上させ、受益者を害する恐れのある行為を未然に防止することによって財産及び受益者の利益を保護し、制度自体の信用を回復させるためであった。

しかし, 個々の事例の集積の中での二つの法理 の混在は、同時に、法理自体に矛盾を生じさせる こととなった。受託者による利益取得を禁止する ことは、その結果としての受益者の損害を考えれ ば、公序の一環としてこれを認めることに異論は 生じないのだが, 反面, 利益取得や損害の事実が なければ、受託者に制裁を加える理由がなくなる。 従って, 反対の証明を許さない形式的な利益相反 禁止の正当性を説明するためには,受託者による 利益取得の危険性を説くだけでは不十分であり, Ex Parte James においてエルドン卿が述べると おり, 受託者の利益取得の有無は客観的に判断で きないからとするしかない。しかし、それでは裁 判所の事前の許可や受益者の承諾によって忠実義 務違反が解除されることが説明できなくなる。な ぜなら、この承諾や許可の効果は、受益者又は裁 判所が受託者の利益取得を判断できることを当然 の前提としているからである。

又,形式的かつ厳格な利益相反禁止の法理を広 範囲に適用することは,受託者が詐欺を行ない不 当な利益を得た場合だけではなく,受託者が信託

財産や受益者のために最善を尽くしたときにもこれを義務違反として扱うこととなり,具体的な事件の解決としてはかえって不当な結果を生ずる。受益者や信託財産の利益を保護し,受託者の資質の向上によって制度の信用を確保することが利益取得禁止法理や利益相反禁止法理の目的であるのなら,受託者に不必要な制裁に加えて受益者の利益を必要以上に保護することは,逆に制度に対する不信を招きかねない。Holder v. Holder における裁判所の判断は,まさに「不当な」受益者から「善良な」受託者を守るための理論だったのである。

もっとも、そのような矛盾や難点があるとはい え、以上述べてきた判例法理が、結果として受託 者の資質を向上させ、多くの事件において受益者 の財産を保護し、制度の信用の確保に寄与してき たことは事実であり、現代でもその機能の重要性 は変化していない。

結局, ①Keech v. Sandford, Ex Parte Lacey, Boardman v. Phipps などの忠実義務の厳格性を 象徴する判例は、いずれも受益者の承諾のない事 案であったこと,他方,②厳格性の例外とされる Holder v. Holder は,事実上受益者の黙認の事例 といえること, さらに, ③受益者受託者間の取引 についても,裁判所の許可の要件においても,受 託者の情報開示が必要とされていること、又、④ 前述の利益取得の有無の判断に関する法理の矛盾 は、受託者により開示される情報の多少に基づく ものとして一貫した説明ができること等から考え れば、今まで述べてきた判例法理の厳格性は、受 益者の承諾や裁判所の許可の効果と併せて、受託 者に集中している信託財産に関する情報を、受益 者又は裁判所に開示させる効果を持つことに, そ の現代的意義を認めることができるのであり, 具 体的な事案の事実関係を整理することによって, 受託者に課せられた義務と受益者の承諾の効果の 整合を行なうことが、今後の判例を分析していく うえでの課題である。

しかし,英国の判例法理の抱える矛盾,難点が 表面化しなかった最大の理由は,英国で利用され ている信託の形態が、現在においても不動産の管理、処分を中心としており、第三者と継続的に取引を行なう投資信託などが米国ほど盛んでないことにある。このため、後述のとおり米国では、大恐慌の際に忠実義務の抱えていた問題点が表面化し、その厳格性の意義が問い直されることになったのである。

第2節 米国法における受託者の忠実義務

米国の信託法理は、基本的には英国の法理を継受したものであるが、法人受託者による大規模な商事信託の発展など、英国と異なる独自の性格も持ち合わせることとなった¹⁰²。

英国、米国を通じて、信託法理は、家産の保護 (protection of family assets)、女性解放(emancipation of women)、慈善 (charity) などの様々 な局面で、法改革の手段として機能してきたのであるが103、米国において、信託が事業の手段として特に発展することとなったのは、①法理の柔軟な性格によりあらゆる事業のあらゆる場面に対応できる点、②受託者が高度の義務と責任を負うことにより財産の安全性が保たれる点、③投資信託に典型的にみられるとおり、財産及び財産管理能力の最大限の有効利用が図れる点、④場合によって節税となる点などが注目されたことによる104。

この財産の安全性を保つために受託者が負う義務の中で、最も基本的なものとされるのが忠実義務であり、判例は当初18—19世紀の英国の判例法理を基本的に受け継いで¹⁰⁵、極めて厳格な義務を受託者に課した。例えば、米国の忠実義務に関する最も代表的な判例であるMeinhard v. Salmon¹⁰⁶は、共同事業 (joint venture) の遂行を委ねられていた被告が、定期不動産権の期間満了の際、原告に無断で、別個の新たな定期不動産権を自己の名で取得したことに対し、4対3の僅差であったが、受認者の忠実義務の厳格性を宣明して、当該財産に対する原告の持分をほぼ従前の割合に基づいて認めている。

しかし、1929年に大恐慌 (Great Depression)

が始まり、1930年代に入って受託者に対する責任 追及が増加する中で¹⁰⁷,形式的な信託違反 (technical breach of trust) と,恐慌によって生じた 信託財産の欠損に対する受託者の責任との関係を めぐって108, 受託者の忠実義務に関する議論は, 全く異なる二つの方向に分岐する109。その一つ は、忠実義務を一層厳格にすることによって受託 者の資質を向上させ、信託の信用維持と受益者の 保護を図ろうとする立場であり110, リステイトメ ントの起草者スコットは,英国の判例法理を基礎 としつつ、自己取引を中心に置いた詳細な忠実義 務法理を構築した111。もう一つは、忠実義務の硬 直性を強く批判し、継続的取引が行なわれる投資 信託などの場合については、家産保護など、取引 が通常行なわれない信託とは別個の忠実義務法理 を考えるべきだとする立場であり112, 受益者の承 諾, 立法又は信託行為による権限付与など, 忠実 義務違反の例外とされる効果を最大限に駆使して 厳格性の緩和を図ろうとした。

本節では、まずスコットにより構築されたリステイトメントを代表とする忠実義務の基本法理について述べ、次いで判例、立法等による忠実義務の硬直性の緩和の状況を検討した後、今後の議論の動向を考える。

(1) 忠実義務の基本法理

受託者の忠実義務とは、一言で要約すれば、受託者が受益者の利益のためにのみ信託事務を遂行すべき義務であり¹¹³、即ち、受託者自身の利益のために受託者の受益者に対する義務に違反することとなる状況に身を置いてはならないとする義務である¹¹⁴。

この受託者の忠実義務は、信託行為の条項からではなく、受託者と受益者の間の信認関係自体から生ずるものであり¹¹⁵、その具体的な適用は、以下のとおりである。

まず、受託者は、受益者の承諾なくして、信託 財産を固有財産とし¹¹⁶、又はその固有財産を信託 財産としてはならない¹¹⁷。取引の形態が通常の契 約であるか、競争入札による落札であるか¹¹⁸、競 売の主催¹¹⁹や価格の算定を受託者が行なったか¹²⁰,第三者が行なったか,さらに,取得した価格が公正であったかどうか,受託者が誠実(good faith)であったか否か,さらには受益者に損失あるいは利益があったか否かは,義務違反の判断に影響しない¹²¹。なお,譲渡抵当の実行手続(foreclosure)により信託財産を取得した場合には,取引が誠実であれば行為自体は義務違反とはされないが,支払価格についての先取特権(lien)を持つことを除き,当該財産を受益者のために保持(hold)しなければならない¹²²。

受託者の忠実義務違反があった場合には、受益 者はその選択により、①受託者の得た利得の返還 を命じ¹²³、②信託財産が善意有償の第三者 (bona fide purchaser¹²⁴)に譲渡された場合を除いて,受 託者の行為を取消(set aside)したうえで,信託 財産を所持する受託者又は信託財産の譲受人に対 して当該財産の返還を請求し125,③受託者の購入 した価格を最低価格として信託財産の再度の売却 を命ずることができる他126, ④忠実義務違反行為 は取消可能 (voidable) であるが無効 (void) では ないため, 当該行為を承認して, 取引を有効 (valid)とすることができる¹²⁷。この受益者の選 択は, 受益者が忠実義務違反の事実を知ってから 遅滞なく行なうことを要し、合理的期間を越えて 選択がなされなかった場合には、受益者の権利は 衡平法上の消滅時効 (laches) にかかり、義務違反 行為を取消せなくなる128。なお,受託者に現実の 詐欺 (actual fraud) がなければ、普通法上の消滅 時効 (statute of limitation) にかかるとする州も ある129。どの程度の期間を以て合理的期間とする かは, 受託者が善意であったか否か, 受益者に対 してどのような情報開示がなされたか, 当該財産 の価値変動の状況はどうかなど、諸般の事情を考 慮して決定される130。但し、この消滅時効の効果 は, 受益者が違反の事実を知らなかった場合 や131、法的に無能力であった場合には適用されな

信託財産を第三者に譲渡した場合であっても, 譲受人が受託者のために当該財産を所持し,又は

受託者に再譲渡するために当該財産を譲受けた場合には、当該譲渡は忠実義務違反であり、取消可能となる¹³³。しかし、そのような留保をせずに信託財産を適正価格で第三者に売却した後、偶然の事情により新たな契約で受託者が結果的にこれを買戻した場合には、当該取引は義務違反とはならない¹³⁴。もっとも、そのような場合には、買戻の合意があったこと、又は受託者が買戻を意図していたことが推定され、この推定が破れなければ取引は取消される¹³⁵。なお、第三者に対する信託財産の譲渡が未履行の間に買戻しの契約がなされたときは、当初の契約が締結された時点で買戻しの特約がなかったとしても、受託者は信託財産を取得できない¹³⁶。

受託者の配偶者に対して、受託者のための信託 又は受託者に対する再譲渡の特約なしに信託財産 が譲渡された場合、これを忠実義務違反とするか については、それ自体が忠実義務違反となるとす る判例と¹³⁷、取引に不正があることの証拠とはな るが、それのみでは義務違反ではないとする判例 とがあるが¹³⁸、原則として取消可能とされる。 又、譲受人が受託者の親族であるという事実は、 それだけでは取引を取消可能とさせない¹³⁹。もっ とも、これらの取引に関し、受託者が信託財産を 廉価で売却し、又はその裁量を濫用した場合には、 譲受人が善意有償の第三者でないかぎり、当該取 引は取消され得る¹⁴⁰。

これらの規律は、受託者本人のみならず、その 代理人にも適用される¹⁴¹。

以上に述べた事例は、受託者と受益者の利益が相反する場合であったが、第三者と受益者の利益が相反しているときに、受託者が当該第三者の利益のために行動することも忠実義務違反となる¹⁴²。

受託者がその職務を辞任した後は、信託財産を取得することは必ずしも禁止されない¹⁴³。しかし、複数受託者の一人が他の共同受託者とあらかじめ約束し、信託財産を取得する目的を持って辞任したときは、当該信託財産の取得は忠実義務違反である¹⁴⁴。もっとも、受託者が辞任後に信託財

産を取得した場合であっても,辞任の目的が当該 財産の取得とは無関係であり,取引に際して受託 者として得た知識,情報を用いていなければ,当 該取引は有効となる¹⁴⁵。なお,信託の終了の時点 において受託者が信託財産を取得することは,必 ずしも禁止されないが,受託者として得た知識, 情報を利用し,受益者に損害を負わせた場合は忠 実義務違反となる¹⁴⁶。

受託者自身が信託財産の譲受人でなくても、受託者が信託財産の取引に関して、判断に影響を与えることあるべき個人的な利害関係(personal interest)を有する場合には、その取引は忠実義務に違反する¹⁴⁷。従って、受託者が株式の全部又は主要な部分を所有している会社や、受託者が代表取締役その他の役員に就任している会社、受託者が構成員(member)となっている会社などに対する信託財産の売却は、忠実義務違反である¹⁴⁸。

一方,同一の受託者が複数の信託財産を管理している場合に,信託財産相互間で取引を行なうことは,受託者の自己取引と異なり,双方の信託財産にとって公平(fair)であれば義務違反とはならない¹⁴⁹。例えば,価格が下落しそうな株式を売却する場合には,各信託財産が有する当該株式の割合に応じて売却すべきである¹⁵⁰。なお,当然のことながら,取引が一方の信託財産にとって不利であれば当該取引は取消されうる¹⁵¹。これは受託者個人の利益が取引に介在しないことを前提としているからであるが¹⁵²,受託者の利害がかかわらない分,受益者が損害を被る危険は自己取引よりもかえって大きくなる恐れがあるとする見解もある¹⁵³。

信託財産の取引以外にも、受託者が信託事務の遂行に際して自己の利益を図ることは、等しく忠実義務に違反する¹⁵⁴。従って、信託財産に属する金銭を自己に対して貸付けることは¹⁵⁵、仮に信託行為で投資に関し裁量権を与えていたとしても不可であり¹⁵⁶、貸付先に利害関係を有している場合も同様に義務違反となる¹⁵⁷。又、信託財産である不動産に受託者が利用権を設定することも¹⁵⁸、義務違反として取消され得る。

さらに、信託財産の有していた定期不動産権を自己のために更新すること¹⁵⁹、信託財産により運営されている事業と同一の事業を営むこと¹⁶⁰、信託財産に対して不必要な立替え(advance)を行なうこと¹⁶¹なども、受益者と受託者の利益が対立する状態を生じさせ、忠実義務違反を構成する。なお、信託財産に対する負担(encumbrance)を自己のために譲受けることは、それによって信託財産に欠損が生ずるわけではないので、受託者が利益を得ていなければ取引は義務違反とはならない¹⁶²。又、受託者が受益権を受益者から取得することは、受益者に完全な情報開示がなされ、価格が公正であれば、取引は取消されない¹⁶³。

受託者が信託事務の遂行により報酬を得、又は信託事務処理に関して支出した費用につき信託財産より償還を受けること自体は忠実義務違反ではないが¹⁶⁴、信託事務の遂行に際し、私的な手数料(commission)あるいは賄賂(bribe)を受けた場合は別論であり、当該利得を保持することは許されない¹⁶⁵。なお、株式の受託者の取締役としての報酬については判例が分かれている¹⁶⁶。

以上が受託者の忠実義務に関する原則であるが, これらに該当する行為であっても, 信託行為に受 託者の権限が明示され167,又は受益者が当該行為 に関して受託者に承諾を与えた場合には168, 受益 者は受託者の行為を取消すことができない。しか し, 受益者の承諾を得るためには, 受益者が法的 に能力者であることを要する他, 受託者は当該行 為に関して知り、又は知り得べかりし全ての重要 事実 (material facts) と, 当該行為に係る受益者 の権利に関する事項とを, 受益者に開示しなけれ ばならない169。この開示が適正に行なわれなかっ た場合には、当該行為は取消の対象となり、又、 適正な開示により受益者の承諾が得られた場合で あっても, 受託者は受益者の最大利益を図るため, 取引において誠実かつ合理的に行動しなければな らない170。適正な開示がなされたことと、取引が 公正であったことの立証責任は, 受託者が負 う¹⁷¹。

この他, 受託者は, 忠実義務に違反する状態に

際して受益者の承諾を得ることができない場合には,裁判所に対して情報を開示し,その許可を得て,忠実義務違反を免れることができる¹⁷²。この裁判所の許可の効果は,信託事務の遂行に関する裁判所の監督権から生ずるものであり¹⁷³,許可は行為の事前であっても事後であっても良く¹⁷⁴,許可の判断基準は,当該行為が受益者の最大利益を図ることになるか否かの点にあるため,裁判所が事後に許可を与えた行為については,受益者による取消は認められない¹⁷⁵。

上記の忠実義務法理は, 受託者が自然人である 場合ばかりではなく, 法人である場合にも同様に 適用される176。即ち、受託者である法人は、信託 財産を買受けて固有財産とし、信託財産を自己の 他の部門 (department) に移転し¹⁷⁷, 又はその固 有財産を信託財産としてはならない178。法人受託 者とその親会社,子会社その他の系列会社との取 引など, 受託者が取引に関して利害関係を有する 場合にも、忠実義務による禁止が及ぶ179。このこ とを厳密に追求すれば,投資信託において,受託 者が自社又は関連会社の株式に投資すること180, 受託した財産中に自社又は関連会社の株式が含ま れていた場合にこれを売却しないで保有しておく こと181, 受託者が銀行である場合に信託財産を自 行に預金すること182などは全て忠実義務違反で あり183、これらの行為を行なうためには、信託行 為その他による権限の付与が必要となる。但し, 判例の多くは、譲渡抵当権 (mortgage) を受託者 が立替えて自己の名義で購入した後、信託財産に 移転することに関しては,投資が適正で移転が迅 速になされるかぎり、禁止される自己取引にはあ たらないとしている184。

以上を要するに、受託者の忠実義務の基本法理は、およそ受託者と受益者の利益が反することあるべき一切の行為を禁止し、結果として生じた全ての損失を受託者に負わせることにより受益者の保護を図ろうとするものであって¹⁸⁵、この基本法理の中では、信託行為による権限、受益者の承諾又は裁判所の許可による免責の効果は、限られた条件の下での例外、即ち、「受託者がよりかかりう

る弱き葦¹⁸⁶」にすぎない。これは結局,忠実義務の厳格性を維持することによってのみ,受認者の資質が維持され得るとした Meinhard v. Salmon ¹⁸⁷におけるカードウゾ判決意見が引用されているとおり¹⁸⁸,大恐慌によって生じた信託財産の欠損に対する反省から,厳格な義務を受託者に課すことによって受託者の資質の維持向上を図り,受益者を害する恐れのある行為を未然に防止することによってのみ受益者の保護が可能となると考えられたことに基づいている。

しかし、大恐慌において問題とされたのは、継 続的取引を常態とする投資信託などでの形式的な 違反により、大恐慌によって生じた財産の損失の 全責任を受託者が負わされたことに関するもので あったため189, 忠実義務法理による受益者保護の 機能の重要性が再認識される反面、法理の内包す る矛盾や, その硬直性による欠陥が表面化してし まった。このため、悪質な受託者は詐欺により責 任を問われるのであり、忠実義務違反とされるの は善良な受託者だけであるとする批判が起こ り¹⁹⁰,受託者の不誠実(bad faith)を証明するこ とは不可能でなく、誠実さの判断が困難な場合に は受託者が誠実さを証明することも困難となるか ら、受益者の保護には欠けないとして、受託者の 誠実な行為に対しては責任の範囲を限定すべきで あるとの主張がなされる中で191, 忠実義務の基本 法理の例外を柔軟に活用し, その厳格性の緩和を 図ろうとする動きが生ずることとなったのである。

(2) 忠実義務の緩和の状況

前述のとおり、受託者は受益者と利益が相反する行為を原則的に禁止されており、受益者との利益相反状態が生じた場合には、裁判所の指示を仰ぐことの他、速やかに当該状況を除去するか、受託者の職務を辞任しなければならない。しかし、現行の実務においては、忠実義務法理に内在している義務違反の例外が、可能なかぎり活用されている結果、ある類型の信託に関しては、忠実義務の厳格性が事実上緩和されている¹⁹²。

まず, 既に述べたとおり, 委託者が信託行為に

おいて、明示又は黙示の権限を受託者に与えていた場合には、受託者は当該行為に関して、忠実義務違反を問われない。In re Steele's Estate 193は、設定者である被相続人が、利益相反状態となることを知りつつ、あえて受益者の一人を受託者に選任し、権限を与えた場合には、自己取引に関する原則 (self-dealing rule) は適用しない旨判示している。又、Bank of Nevada v. Speirs 194は、同一の会社の株式を、信託財産及び固有財産としてそれぞれ有していた受託者が、自己のためにのみ当該会社に関する権利を購入し、信託財産のためには購入しなかった事案に対して、受託者に与えられた売買及び投資に係る広範な権限を理由に、忠実義務違反を否定した。

又,一部の判例は,利益相反状態が些細 (remote) ないしは微弱 (insubstantial) である として、受託者の義務を緩和している。In re Harton's Estate 195は, 受託者が信託財産の一部を 譲渡抵当に投資する一方で、当該譲渡抵当設定者 (mortgagor)の代理人となり,報酬を受けたとい う事案に対し、譲渡抵当権の総額がそもそも土地 の価格の半分程度に設定されているうえ、その中 で信託財産が有している譲渡抵当権は全体のごく 一部であり, 一方受託者が受けた報酬は, 当該財 産とは別個に本人から支払われ、その額も職務に 照らし適正なものであるから、かかる報酬は禁止 される利得(profit)にあたらないとした。又, Phelan v. Middle States Oil Corporation 196 lt. ある会社の更生管財人 (receiver) が、新たに設立 される会社の顧問(counsel)に採用される期待の 下に, 財産の配分において不公正な取扱いをした として訴えられた事件で, 職務の遂行にかかる期 待の影響があったことは認められないとして請求 を却けるとともに, 利益相反の危険性が些細ない し微細 (feeble) である場合には、裁判所は受託者 に過重な義務を課すべきでないとの一般論を述べ ている。一方, Cosden v. Mercantile-Safe Deposit & Trust Corporation 197は、受託者が信託財産を ある会社に売却したところ, 当該会社の株式の 20%を受託者の他の信託財産が有していたことを

理由に受益者が訴えられた事案で,取引が誠実に 行なわれ,価格も公正であったことは受託者にお いて立証されており,かかる些細な利益相反の可 能性は忠実義務違反を構成しないと判示した。

裁判所に情報が開示され,取引が信託財産に とって最大利益となることが認められた場合には, 当該取引は忠実義務違反とならない。このことは, 米国最初の忠実義務の判例とされるDavoue v. Fanning 198に一般論として示され、競売の入札に 関しては, Corbin v. Baker 199他, 多くの判例で 受託者に許可が与えられていたが、In re Scarborough Properties Corp. 200は、利害関係人が全て出 席した, 完全な対審手続(full adversary hearing) によって完全に事実が検討 (exploration) されれ ば,裁判所が受託者に利益相反行為を行なう権限 を与えることができると述べ、受託者の自己取引 を容認した。なお、若干の州法では、信託財産に とって害のない行為であることが証明されれば、 裁判所が受託者に対して権限を付与することがで きる旨規定している201。

利益相反行為に対して, 受益者の承諾, 追認又 は黙認があった場合にも, 受託者は忠実義務違反 を問われない。しかし、受益者の承諾があったと いうためには, 受託者は全ての重要事実を開示す る他、当該行為に係る受益者の権利に関する事項 を受益者に説明する必要がある。Prueter v. Bork 202では、受託者である父親が、単独受益者で ある息子に対し、信託を解除してその財産を,父 親が受託者兼生涯受益者 (beneficiary of interest for his life)となっている他の信託に移転するこ とを勧め、息子がこれを承諾したところ、父親は 財産を移転した後,移転先の信託について解除権 を行使したという事案に関し, 受託者は受益者に 対してその権利に関する事項までを説明したとは いえず,かかる受託者の行為には不正(fraudulent)の推定がかかり、当該取引が公正であったと の証明もないとして, 受益者の承諾の効果を否定 した。

この他,事業(business)又は商事(commercial) の信託に関しては,取引上の便宜のために,立法 等により一定の範囲で、忠実義務の厳格性が緩和されている。例えば、通貨監督官規制第九(Comptroller of the Currency Regulation 9)では、同一受託者の管理する信託財産相互の取引²⁰³、及び信託財産に対する貸付が許されている²⁰⁴。又、受託者である銀行が信託財産を自行に預金すること²⁰⁵、投資信託において法人受託者が受託した自社株を保有すること²⁰⁶などは、多くの立法によって一定の条件の下に認められている。

但し,以上でみてきた忠実義務の厳格性の緩和 は,あくまで事実上の緩和であって,理論的には 原則に対する例外にすぎないことは既に述べたと おりである。従って,立法や信託行為などで予定 していない取引形態については、厳格な忠実義務 の原則に戻って議論を行わなければならない。「何 十万ドルもの社債を購入する場合は受託者の権限 の調査は不要であるのに, 豚一頭, 椅子一脚競り 落とすにも信託行為の調査が必要になる207。」と の指摘がなされる所以である。結局, 忠実義務の 厳格性から生ずる矛盾や難点を根本的に解消する ためには、現行のような便宜的手段ではなく、受 託者の忠実義務の法理自体の基準を類型毎に分け て構成する他ないのであり、忠実義務の厳格性緩 和の試みは、なおその途上にあるものというべき である。

(3) 忠実義務法理の意義と動向

米国における受託者の忠実義務に関する本格的な議論は、英国と同様、経済恐慌を契機として始まったものであり、そこで目的とされていたのは、これも英国と同様、①受託者の資質の維持、向上、②受益者及び信託財産の保護の他、③受託者による情報開示の促進であった。しかし、英国の南海泡沫後の議論においては、受益者の損失と受託者の不当な利得に専ら焦点があてられ、忠実義務の厳格性が異議なく認められたのに対し、米国の大恐慌後においては、受益者の損失もさることながら、形式的な義務違反の有無と受託者の責任の有無及び範囲との関係、即ち、受託者間の責任の格差における実質的不平等という形で問題が提起さ

れたために、受託者に厳格な忠実義務を課すことによりその資質を向上させ、制度自体の信用を維持しようとする立場に対し、取引の安全と利益の合理的配分の観点に基づき、忠実義務の硬直性、形式性を緩和しようとする立場から、批判が加えられることとなったのである。

従って米国においては、英国と異なり、厳格な 忠実義務による受託者の資質の向上、及びそれに よる受益者の保護や制度の信用維持を抽象的に述 べるだけでは、忠実義務が内包する矛盾、難点を 克服するための理由として不十分なのであり、信 託における受託者受益者間、さらには信認関係に おける受認者受益者間に、忠実義務がなぜ必要と され、どの範囲でどの程度の機能を持つべきであ るかを論理的に説明することが必要となったので ある。

これは見方を変えれば、信認関係の法理自体が、単なる「信託の類推」ということのみで、定義も曖昧なまま適用範囲を拡大してきたことの当然の結果であって、信認関係の応用形態ではなく、典型かつ基本型である信託の受託者について論理的再構成が必要とされたことに議論の重要性がある。現在の米国における信認関係の論理的解明の試みは、この文脈において理解されるべきである。

そして, 今後の議論の中で最も重要な課題とな るのは, 忠実義務, あるいは信認関係を論理的に 再構成した場合に, 受託者の忠実義務は, 従来と 同様、原則と例外という形で説明されるのか、そ れとも,信託目的,受託者及び受益者の性格,信 託財産の規模及び種類などにより、類型毎にその 厳格さの基準を分けて構成されていくこととなる のか(仮に「忠実義務の多元的構成」と呼ぶ),と いう点である。英米の従来の議論をみるかぎり、 忠実義務は受託者の負う最も基本的な義務ととら えられ、1992年に公刊された第3次信託法リステ イトメント(慎重な投資家の原則)(RESTATE-MENT (3d) OF TRUSTS, (Prudent Investor Rule))においても、忠実義務に関しては実質上変 更が加えられていないこと, 又, 現実には信託行 為による権限付与や裁判所の許可が柔軟に活用さ

れている結果, 忠実義務の硬直性に起因する難点 は回避され、特に問題を生じていないことなどか ら、厳格な忠実義務を原則とし、一定の条件の下 で例外を認めるという構造は当分の間変化しない と考えることも可能であるが、他方、忠実義務法 理の内包する矛盾, 難点は, 信託の用途が拡大し, 信託目的、当事者の性格、信託財産などが多様化 してきた中で発生してきた問題であること、又、 忠実義務の緩和を主張する見解も, すべての種類 の信託について厳格な忠実義務が不適当だと述べ ているわけではないこと, しかも, 利益追求目的 の大規模な商事信託は株式会社に類似した機能を 持つようになるため、取締役の忠実義務との整合 を図る必要もあること208, さらに, 現在の実務に おいて, 信託行為による権限付与, 受益者の承諾, 及び裁判所の許可の効果が柔軟に活用されている ことは, 信託の類型ごとに観察すれば, 事実上忠 実義務が多元化されているとみることもできるこ とから、論理的に考えていけば、受託者の忠実義 務は、将来は多元的に構成されていくことが予想 できるし、又、その方が妥当である。なぜなら、 忠実義務の多元的構成は, 一元的構成に比べて法 理の硬直性に基づく矛盾, 難点を防止し, 信託の 有用性の一層の向上に資するからである。

しかし、現存する種々の信託のみならず、将来 発生することあるべき形態までを念頭に置いて、 何を指標としてどの受託者にどの程度の義務を課 するのかを類型化していくことは、忠実義務を一 元的に把握するの同様に困難かつ遠大な作業であ り、今後の議論の動向に注目すべきである。

第3章 日本法における受託者の忠実義務

第1節 忠実義務の必要性

前章までの議論を参考にして、本章では我が国の信託法における受託者の忠実義務について考えるわけであるが、第1章で述べたとおり、現在の我が国では、受託者の不祥事や信託財産の損害が多発している事実はなく、信託に対する社会全体

の信頼が危機に瀕している状況があるわけでもないから,受託者に厳格な忠実義務を課す必要が果たしてあるのかどうかが問題となる。

又,そもそも信託法には商法第254条の3のよう に忠実義務を明定した条文はなく,第22条には忠 実義務が問題とされる具体的取引形態が示されて いるのみであるため,取締役に関する議論以上に, 別に条文のある善管注意義務(第20条)とは異な る概念としての「忠実義務」を考える必要がある のか否か,さらに,条文の義務の明定のない以上, 第22条に規定されていない取引に関する問題につ いては,契約時の交渉,受益者の監督などの当事 者の自治にその解決を委ね,あるいは行政の受託 者に対する監督を以て忠実義務に代替させること の方が望ましいか否かも併せて検討する必要があ る。

確かに、忠実義務違反が頻発していないにもかかわらず、厳格な義務と責任を負わなければならないのは受託者にとって酷なことであり、又、受託者の行動を制約することがかえって受益者の利益を損なう場合のあることは第1章で既にみてきたとおりである²⁰⁹。

しかし、現存する受託者がいかに優良であった としても, そのことを以て将来の我が国で忠実義 務違反は問題とならないとは到底言えない。受託 者に対する倫理の要請とその確保, 受益者や信託 財産の利益の保護は、現実の受託者の資質の如何 によらず、常に必要とされるものだからである。 現実に忠実義務違反の弊害が多発しているわけで もないのに、その危険性を強調することは、無用 の机上論であるかもしれないが, 忠実義務違反は 多くの場合, 受託者に与えられた広範な管理権の ために、その発生自体表面化することが少なく、 恐慌などに際してそれが問題とされてしまった後 では、受益者の被る損失はもとより、財産管理制 度としての信託の信頼性や有用性までが揺らいで しまうこととなるのは, 前章でみてきた英米の経 験から明らかである。加えて、現在の我が国にお ける信託に対する信頼は、確かに危機に瀕してい るわけではないが、逆に、我が国の社会における

信託の普及の程度と,信託に対する社会全般の知識と理解の状況を冷静に考えれば,信託が社会全体から絶対的な信頼を置かれているとも言えないのである。

又、確かに第22条は忠実義務それ自体を明定し たものではなく、他方信託法には第20条に善管注 意義務の規定が存在するため, 善管注意義務は英 米法の注意義務 (duty of care) と異なり、本人、 委任者, 受益者等への忠実性も義務内容に含まれ ており, 条文に明定のない忠実義務という別個の 義務を考える実益に乏しいとする主張は210, 取締 役の忠実義務に関する議論以上になされやすいこ とになる。しかし、信託法の起草者の論稿や立法 過程での議論においても、善管注意義務と忠実義 務は終始異なったものととらえられており211,仮 に第20条の善管注意義務に忠実性,すなわち受益 者の利益を図る義務をその内容として読み込んだ としても、例えば我が国の民法が、第644条(受任 者の善管注意義務)の他に自己取引,双方代理に 関する第108条の規定を別個に設けていることを 考えれば、善管注意義務でいう受益者の利益を図 ることとは、具体的な取引における受益者の最大 利益達成への努力、すなわち英米法における誠実 性 (good faith) を意味することはあっても,受益 者の損害発生を未然に防止するために, 自己取引 などの利益相反行為を外形的に禁止することまで は含まれていないというべきであるから²¹², 善管 注意義務に含まれるとされる「忠実性」を以て, 忠実義務の本旨であるところの受託者の資質の向 上,受益者の保護,受託者による情報開示の促進 を達成させることは困難であり、受託者の忠実義 務は、善管注意義務と別個の義務として考える方 が望ましい。

さらに、忠実義務以外の手段、例えば、契約時の交渉、受益者の監督、あるいは行政等による受託者の監督などにより、受益者の保護や受託者の資質の維持、向上が図れるか否かを検討してみると、まず、受託者が受益者に比べ、多くの場合、信託財産に関する情報を独占し、財産管理能力においても優れており、かつ受益者の監督権が、手

続の不備,監督に要する費用等の問題により,現 実に機能することが期待できない現状を考えれば, 忠実義務が問題となりうる取引を当事者間の自治 に委ねることは、受託者の専横によって受益者の 利益が公然と又は秘密裏に害され,能力と財産の 有効利用を図るという信託の目的が、受託者の個 人的利益のために歪曲される恐れがあるから,受 託者に忠実義務を課すことにより受益者の損害の 危険性を未然に防止する必要は大きい。現実の場 面では、親子会社間の信託など、受益者が必ずし も弱者であるとは限らないこともあるが、そのよ うな場合でも忠実義務の存在が財産管理の適正さ を阻害することとはならないから, 受益者が弱者 である一般的な場合について議論することの重要 性は否定できない。又、行政等による受託者の監 督は、大規模な商事信託についてはともかく、(現 在の我が国ではあまり普及していないが,)個別の 民事信託にまで及ぼすことは困難であるうえ, 行 政等による監督においても, その基準は行政等の 恣意に委ねるべきではなく, 客観的なものである ことが必要となるから、一般法理としての受託者 の忠実義務は、行政等の規制、監督を以て代替で きるものでない。

以上述べたとおり、今後の信託の普及と発展の 過程において、社会からの信頼を獲得するべく、 受託者の資質の維持、向上を図り、受益者の利益 を保護する観点からも、又、忠実義務は善管注意 義務における忠実性とは異なる内容を含んでおり、 別個の義務として把握する方が望ましいことから も、さらにその実効性は他の手段によって代替す ることが困難であることからも、一般法理として の忠実義務の存在は、現在においてもなお必要な ものというべきである。

第2節 英米忠実義務法理の応用可能性

我が国において、受託者の忠実義務が、前節で述べたとおり必要なものであるとしても、英米法での議論を日本法の解釈論としてそのまま採用することはできない。一般に、大陸法圏に信託を移

植することは、①所有権の絶対性、②物権と債権の峻別、③法体系の中での信託の位置付けの不明確さ、の三点に起因する困難さがあるといわれているが²¹³、我が国の法体系の中においても、信託は「水の上に浮かぶ油のような異質な存在²¹⁴」であり、他の諸制度との整合を図るため、英米法の信託と根本的に異なる点を持っているからである。

まず、信託法の法源に関しては、前章でみてきたとおり、英米における信託法理が個々の事件の解決を目指した判例の集積によって、数世紀にわたって徐々に成立してきたものであり、忠実義務法理も含めて、やや論理的一貫性に欠ける点がみられるのに対し、我が国の信託法は1922年に成文の法律(大正11年法律第62号)として制定されたものである。

次に,信託の基本構造について,英米の信託が 「ある財産に関し, 受託者が受益者に対して衡平 法上の義務を負う信認関係215」と定義され,この 関係の中での委託者(settler)は、原則として財産 の出捐以外の役割を持っておらず、又、信託の設 定は、契約で行なわれる場合もあるが、通常は財 産に関する取り決め(property agreement)とし て契約(contract)とは性質の異なるものとして理 解されているのに対し216,日本法における信託 は、委託者が受託者に対して財産権の移転等をな し,信託目的に従った管理をさせることと定義さ れ(第1条),第2条に規定されている遺言信託を 除く他、信託は委託者と受託者の契約によって設 定されるものとして理解されており217、委託者は 信託設定後も利害関係人として、受託者個人の債 権者に対する強制執行異議権(第16条第2項),受 託者の解任請求権(第47条)などの種々の権限を 有し218,単なる設定者を超えた存在となってい る。

このことと関連して、受益権の性質についても、現在の英米の信託法理においては、(もともと英米法では、物権と債権は大陸法におけるほど明確に区別されているわけではないが、)受益者の権利が物権的権利とする見解が有力であるのに対して²¹⁹、我が国の信託法の条文では、第19条、第25

条,第52条第1項,信託業法第10条第2項などに みられるとおり受益権は受託者に対する債権と規 定されており,有力な反対説があるものの²²⁰,現 在でも受益権を債権とする見解が多い²²¹。

又、英米の信託法理は、当事者の意思によって設定される明示信託(express trust)の他、当事者の意思に関係なく成立する復帰信託(resulting trust)、擬制信託(constructive trust)など、現状回復、不当利得の救済においても重要な機能を営んでいるのに対し²²²、我が国における不当利得、現状回復は別の法理として形成されているため、信託法においては、信託の終了後の財産の処分に関するもの(第63条)以外に法定信託は認められておらず、「信託」といった場合には、第1条の定義からうかがえるとおり、通常、英米法での明示信託のみを意味している。

さらに、私法体系の中での地位については、英米の信託法が、契約法(contract)、物権法(property)、不法行為法(torts)、現状回復法(restitution)などと並ぶ独立の法分野として、極めて重要な存在とされているのに対し²²³、日本法における信託法は、独立の研究の必要が示唆されることはあったものの²²⁴、社会の中で信託が普及しなかったことと相俟ち、現在においても研究対象としては重視されていないのが実情である。

しかしながら、上に述べた英米の信託法理と日本信託法の差異を考慮しても、この英米法における受託者の忠実義務に関する議論は我が国の信託 法に応用可能なものというべきである。

まず、英米の忠実義務法理が個々の判例の集積であり、成文の法律により規定されていないこと自体は、法理の重要性を左右するものではなく、反対する明文の規定がないかぎり、我が国の信託法の解釈に受託者の忠実義務を一般法理として導入することの障害とはならない。確かに、英米法の忠実義務法理には、論理の一貫性に欠ける面があり、その硬直な適用がもたらす難点があるのは事実だが、この難点とは要するに、誠実な受託者に対して不必要な制裁を加える恐れがあるということに尽きるものであるから、受益者の承諾の効

果を併せて認め、場合により受託者による反対の 証明の可能性を与えれば、不当な結果を回避する ことが充分可能である。なお、前章で検討してき た忠実義務法理は、明示信託に関するものである から、忠実義務違反の効果としての擬制信託の効 果を認めることについて、一般法理としての擬制 信託の概念が我が国にないために解釈論上の工夫 が必要であることを除けば、我が国の信託の概念 が、英米法の法定信託を含んでいないことは、明 示信託の忠実義務法理を導入することの妨げとは ならない。

次に、英米の信託と日本の信託で、その基本構 造が根本的に異なっていることは確かであるが, 「他人のために財産管理を行なう」という最も基 本的な点や、その活用により財産や能力の有効利 用が図れる点について両者に差異はなく, 他方, 受託者が他の財産管理権者(受認者)と比べて権 限,裁量の範囲が広く,財産管理に関して有する 情報も多いため、受益者又は本人の監督が及びに くくなり, 忠実義務違反による受益者の損害が他 の制度に比べて構造上発生しやすい点についても 両者は共通している。又, 仮に委託者の監督権限 が信託法上明記されていたとしても、それによっ て受託者の忠実義務違反が完全に防止できるわけ ではないし、受益者の権利が物権であるか債権で あるかによって,保護の必要が変わるものではな く, むしろ債権であるとすれば, 物権であるとし た場合に比べて受益者の立場は弱くなることとな り、保護の必要はかえって強くなるわけであるか ら, 受託者の義務違反に対して受益者を保護する 必要が高い点についても,両者の差異はないもの というべきである。

さらに、我が国において信託があまり普及して おらず、研究対象としても重要視されていない現 状は、例えば、遺言執行者の権限、財産分与の実 効性確保、高齢者扶養の促進、親権の濫用の規制 など、様々な法律関係、社会関係で生ずる問題を、 信託又は信託法理を活用して解決することができ る可能性が高いことの反面、悪質な受託者によっ て信託が利用され、受益者に損害を与えることが

より発生しやすい状況にあることをも意味しており、忠実義務法理によって受託者の資質を向上させ、信託の健全性に対する社会全体からの信用を確保する必要が一層高いことを示すものである。

以上述べたとおり、英米法と信託と日本法の信託は、構造その他の差異にかかわらず、受託者により受益者の利害が害される危険性の存在、それに対する受託者の資質の向上と受益者保護の要請、及び社会の中における信託の有用性とその信用確保の必要性において彼我の差がないものであるから、我が国の信託法の解釈においても一般法理としての忠実義務法理を認め、その機能を発揮させることは、必要かつ有益なものというべきである。

第3節 忠実義務の在り方と信託法第22条の解釈

(1) 忠実義務の在り方

前章で検討してきたとおり、英米信託法理で忠 実義務が果たしてきた役割は、①受託者の資質の 向上及びそれによる信託制度の健全性に対する信 用確保、②受益者及び信託財産の保護、③受益者 の承諾の効果と組み合わせて受託者に情報開示を 促すこと、の三点であり、ただ、法理の硬直な適 用により誠実な受託者に不当な制裁を加えないよ う配慮することが必要とされるというものであっ た。

又,前節で述べたとおり,英米法の忠実義務法 理は我が国にも応用可能なものではあるが,日本 法と英米法との間に存在する根本的な差異を考慮 すると,我が国の信託法を解釈する場合には,次 の三点に注意する必要がある。

①まず、我が国は英米と異なり、数世紀以上の長い時間をかけて信託の観念を醸成してきたわけではなく²²⁵、他の諸制度との整合、調整を図る必要もあるから、信託法の解釈は直観的に行うのではなく、最初から論理的に考えていかなければならない²²⁶。

②又, 我が国が成文法国であり, 成文の信託法 も制定されている以上, 立法論は格別, 解釈論と しては, 条文の文言をある程度まで尊重する必要 もある。

③しかし、上記の二点は、解釈論が硬直であって良いという意味ではない。信託が法体系の中の様々な局面で、法改革の有効な手段となり得ることは、我が国においても同様であり、そのためには信託に柔軟な性格を保たせることが不可欠であるから、信託法の解釈論は可能なかぎり柔軟に行ない、条文の文言にとらわれすぎないことも必要である²²⁷。

以上の議論から,現行日本法における受託者の 忠実義務の在り方は,以下のように考えるべきで ある。

まず、既に述べたとおり、今後の我が国の信託 の健全な発展のためには、受託者の忠実義務が、 受託者の資質を向上させ,信託財産と受益者の利 益を保護する機能を発揮することが必要であるた め、その内容は厳格なものであることが望ましい。 又, 受託者が多くの場合受益者に対して能力にお いても情報量においても優っており、受託者の不 正な意図を摘発することや受託者の行為と受益者 の損失との因果関係を証明することは、受益者に とって極めて困難なことである反面、受託者は常 時信託財産の管理にあたり、自己の所持する情報 を以て自らの行為の正当性を容易に立証できる立 場にあることを考えれば, 忠実義務違反の判断を, 現実の不正な利得の有無ではなく, 行為の外形に より形式的に行なうことは、やむを得ないものと いうべきである。

従って、忠実義務に違反する行為の範囲は、できるかぎり広く認めることが必要であり、受益者の利益に反する信託事務の遂行、及びこれを疑わせる行為、即ち、信託事務の遂行にあたって自己又は第三者の利益を図ることの他、受託者と受益者の利益が相反する一切の行為を指し、受託者が間接的に忠実義務に違反することのないよう、受託者自身の行為のみならず、受託者の代理人、履行補助者、配偶者その他の近親者、親子会社及び関連会社など、実質的に受託者と同視し得る関係にあるものの行為を含むものとするべきである。具体的な忠実義務違反行為としては、受託者と信

託財産との取引,同一受託者の管理する信託財産相互間の取引,受託者と受益者との取引,受託者による信託財産に対する権利の取得,受託者と信託財産との競業などが挙げられるが、違反行為はこれだけに限定されるものではない。

もっとも、忠実義務による信託財産や受益者の 利益の保護は、悪質な受託者の不正な意図によっ て生ずる損害を防止するために機能すべきもので あり、義務違反を外形的に判断するのは、受託者 と受益者との間の財産管理能力の格差や, 信託財 産に関する情報の偏在を是正し、受託者に情報開 示を促すことに由来するものであるから、行為の 前後に受益者又は裁判所に対して適正に情報が開 示され, 当該行為に承諾, 許可又は追認が与えら れた場合には、受託者の当該行為は忠実義務に違 反しないものとするべきである。この受益者の承 諾又は追認は、受益者の独立した判断に基づくこ とが必要であるため、明示のものであることが望 ましいが, 集団信託など, 明示の承諾を得ること が困難かつ現実的でない場合には、あらかじめ信 託行為に記載するなど,対象となる行為を限定し て、黙示の承諾又追認の効果を認めることも必要 であり、又、信託管理人の活用など、受益者の代 表者による承諾の効果を認めることや、裁判所以 外の客観的判断が可能な第三者機関を設けること も検討すべきである。

但し、この受益者の承諾若しくは追認又は裁判所の許可の効果は、適正な情報が開示されたことにより、受託者の不正な意図が行為に介在していないことを受益者又は裁判所が客観的に判断できるようになったことに基づく、義務違反の形式的判断の例外であるから、仮に信託行為の中で忠実義務違反行為に対する包括的な承認の条項があっても、具体的な行為に際して適正な情報開示がその都度なされなければ、受託者は忠実義務違反の責任を免れることはできず、情報開示を包括的に不要とする旨の当事者間の合意は、受託者の不当な圧力により忠実義務の機能を阻害する原因となる恐れが高いから、公序良俗に違反して無効と考えるべきである。なお、実務においては、期中又

は期末の計算の承認を得る際,少なくとも忠実義務違反に該当する行為に関連する情報を開示すれば,当該行為についての受益者の承諾(場合により黙認)を得ることができ,必ずしも全ての情報を開示する必要はないわけであるから,この解釈によって実務に支障が生ずることはない筈である。

具体的な場面において,どの程度の情報開示が必要であるかは,信託目的,受益者の能力,行為の内容,及び当時の一般の取引状況によって異なり,この類型化は今後の重要な課題である。ちなみに類型化の指標としては,例えば,①民事信託と商事信託,②信託目的が財産の保全にあるのか,その増殖にあるのか,③信託財産の種類,④個別信託と集団信託,などが挙げられる。

又、忠実義務の硬直性の防止と信託の有用性の 向上のためには、信託目的、当事者の性格、信託 財産の規模及び種類により、忠実義務を多元的に 構成していくことが望ましく、忠実義務の多元化 は、基本法理の例外を拡張することによって達成 されるものであるとすれば、この類型化は前述の 受託者による情報開示が具体的な場面でどの程度 必要であるかに関する議論と事実上重なりあうこ とになるが、現時点では類型化の指標や各類型の 義務の具体的内容についての議論が不十分である ため、この点も今後の検討課題である。

なお、義務違反の効果としての受託者の責任の 範囲と受益者の救済については、受託者の義務違 反を抑制し、受益者の保護を図る観点から、可能 な限り広範な救済を受益者に与えることが望まし いが、例えば、違反行為は無効であるのか、それ とも取消し得るのか、無効、取消を主張できる者 の範囲はどうか、主張できる期間はいつまでか、 義務違反の処分によって第三者に譲渡された物を 取り戻せるか、他の義務違反との整合をどうする か、など多くの問題が含まれているため、将来別 稿で検討することとしたい。

(2) 信託法第22条の解釈

本稿の目的は、我が国の信託法における受託者の忠実義務の在り方を考えることにあったが、議

論の契機となったのは、忠実義務の具体化とされる信託法第22条をめぐる問題の解釈論であったから、上記に述べた忠実義務の在り方に従い、同条の解釈と立法論についての私見を述べる。

まず、第22条第1項本文に規定された受託者による信託財産の固有財産化と信託財産に対する権利取得は、ともに受託者の受益者の利益が相反する行為であるから、これらの行為を禁止した同条は、受託者の忠実義務を具体化した規定と考えて差し支えない²²⁸。もっとも、同条はあくまで忠実義務の具体例を規定したものにすぎないから、立法論としては、信託法改正試案第22条第1項のような忠実義務を宣明した一般規定があることが望ましい。

そして、第22条が受託者の忠実義務の具体化で ある以上, 同条に該当する受託者の行為は, 形式 的に忠実義務違反と判断されることとなり、又、 同条は後述の適正な情報開示に基づいた受益者の 承諾又は裁判所の許可による例外を除き, 当事者 の別段の合意を許さない規定であるから、信託行 為により同条に抵触する包括的な権限を受託者に 与えることはできない。同条を任意規定であると する説, 及び任意規定化を主張する説は、同条の 機能が専ら受益者の保護にあると考え,この権利 が放棄できることを前提としているが229、包括的 な契約によって受益者の判断を擬制することは, 結果として受益者の利益の保護にならないことが 多いばかりでなく、忠実義務の機能には、受益者 の保護の他, 受託者の資質の向上, ひいては制度 自体の信用維持も含まれており、これらは当事者 間の合意で排除できないものというべきであるか ら, 同条を任意規定と考えることはできない。

しかし、忠実義務の機能には、受益者の承諾や 裁判所の許可の効果と併せ、受託者の適正な情報 開示を促すことも含まれているのであるから、行 為の前後に適正な情報開示が受益者又は裁判所に 対してなされ、受益者の独立した判断による承諾 若しくは追認、又は裁判所の許可が与えられた場 合には、受託者の行為は忠実義務違反とはならな いものとするべきである。この受益者の承諾又は 追認に関する文言上の根拠は同条にはないが,一般法理としての適正な情報開示に基づいた受益者の承諾の効果の具体化は,第55条第2項の計算の承認の規定にみられるところであり,このような受益者の承諾の効果を認めても,第22条の文言には形式的に違反するものではないから,第26条など,信託法の他の条文にある「信託行為ノ別段ノ定」による義務の緩和が第22条に規定されていないことは,忠実義務に関しては信託行為による包括的な権限をあらかじめ受託者に与えることを許さない趣旨に留まり,適正な情報開示に基づいた受益者の個別の承諾の効果まで否定するものではないとみるべきである。

通説は、忠実義務の規定の明定がなくても、こ れを一般法理として条文の文言以上に拡張するこ とを主張しているにもかかわらず230、受益者の承 諾の効果となると一転して厳格な文言解釈により これを否定するのであるが231,これは論理的に一 貫していないばかりでなく, 忠実義務の機能を全 うさせるためにも適切でない。信託法に明定のな い忠実義務を一般法理として受託者に負わせる以 上、受益者の承諾又は追認の効果についてもこれ を一般法理として認めなければ、忠実義務の情報 開示促進機能が機能不全に陥るのみならず、忠実 義務の厳格性によって生ずる矛盾や難点を克服で きなくなり、結果として忠実義務をなし崩しに緩 和することとなって、忠実義務の本来の目的であ る受益者や財産の保護, 受託者の資質の維持, 制 度の信頼確保も図れなくなってしまうことになる からである。従って、第1章で挙げた第22条に関 する土地信託,特定金銭信託,銀行勘定貸,信託 勘定と固有勘定からの同一債務者に対する貸付な どの問題は,いずれも形式的には忠実義務に抵触 するものであるが, 期中又は期末に計算の報告を 行なう際、当該行為が存したこと、及びこれに関 連する情報を受益者に開示してその承諾を得れば, 義務違反とならないものと考えるべきである。な お、現行法の解釈論は以上に述べたとおりである が、立法論として明文の規定が置かれることが望 ましいことは当然であり、その際、信託行為にあ

らかじめ記載してあった行為については受益者の 承諾が黙認でもよいとすべきか否か、場合によっ ては信託管理人による承諾の効果を認めるべきか どうかも併せて検討する必要がある。

又,裁判所の許可については,信託財産に対す る権利取得が第22条第1項但書の規定に含まれて おらず、営業信託については信託業法第10条第1 項により、同但書の適用がないとされており、通 説は権利取得が固有財産化に比べ緊急性に乏しく, 受託者個人と信託財産との間に法律関係を生ずる からとして,両者の危険性の差異を説明している が232、この考え方に従うと、第18条で信託財産の 目的となっている権利を受託者が取得できること の説明が困難となるし233, 忠実義務の本旨である 受託者の資質を向上させて適正かつ有益な財産管 理を行なわせることや受託者に情報開示を促す必 要のあることは取引形態によって差異がないもの であるうえ、同但書及び信託業法第10条の制定経 緯から考えても, これらの条文は取引形態ごとに 規制の差異を設ける趣旨というよりも,立法過程 における司法省と大蔵省の妥協の産物であったと みるべきであるから234、裁判所の許可により固有 財産化や権利取得を認めることは信託法の趣旨に 反しないものであり、条文上の根拠としては、第 23条の「管理方法ノ変更」とするか、あるいは、 第41条第2項にいう、「利害関係人ノ請求ニ因」る 裁判所の「必要ナ処分」の一環と解釈することが できる。もっとも、第23条は問題の局面が相当異 なり、第41条第2項は民事信託に関する裁判所の 監督権の規定であって, 営業信託には信託業法第 18条により主務官庁が監督権を持っているから, 現行法の解釈論として裁判所の権限を一般的に認 めることには困難があるため、立法論としては、 裁判所や主務官庁の監督権に関する規定を整備し て両者の権限を調整し、その際、自行預金などの 受益者にとって利益となる行為については, 金額 の制限、担保の付与など一定の条件の下に、これ を許容する旨の規定を設けることも検討すべきで ある²³⁵。

又,忠実義務法理は,受託者が信託財産から直

接利益を得る場合の他、信託事務の遂行にあたっ て, 間接的に利益を得, 若しくはその判断に影響 を与えるおそれのある利害関係を有している取引 を行なうことを併せて禁止しており、第22条にも 「何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス」と規定されて いることから、同条の禁止の範囲は、受託者自ら の固有財産化,権利取得のみならず,配偶者その 他の近親者,親子会社等の系列会社などとの取引 にも及ぶものと考えるべきである。従って、信託 銀行子会社の管理する信託財産とその親会社等と の利益相反取引や専ら親会社の利益を図る取引は, 受託者自らに対する行為と同様忠実義務違反とな るものであるから, 既存の信託銀行内の信託勘定 と固有勘定の間の取引に係る規制と同程度の規制 がなされるべきであり、形式上別会社であること を理由として規制の緩和を主張する見解が仮にあ るとすれば、それは忠実義務の理解を誤ったもの というべきである。この点に関して, 金融制度改 革法に基づく大蔵省の通達では236、忠実義務違反 となりうる一定範囲の親子間取引について禁止, 制限,書類の存置が規定されており,忠実義務の 機能確保と取引の円滑との調整を図る観点からは 妥当な規制というべきであるが, 具体的場面にお ける規制の実効性を高めるためには、監督権の客 観的な適用基準と情報開示に関する具体的な手続 を整備しておくことが必要である。

他方,同一の受託者が管理する信託財産相互間の取引について,信託法改正試案第22条第3項但書は,民法第108条の趣旨を類推する通説の考え方に従って²³⁷,受益者の損害の危険性が小さいことを理由に²³⁸,信託行為による包括的な承認の効果を認めているが,例えば,価値の下落した株式を受託者が買い取る場合と,他の信託財産に付け替える場合とでは,受託者に損失がない点で,後者の方がより行なわれる恐れが高く,財産の価値の下落が書類上実現しにくいために,受益者の損害の危険性は同等ないしかえって大きくなることなど,信託財産相互間の取引が,他の忠実義務違反と比較して受益者に損害を与える危険性が特に小さいとはいえないし,立法過程における第22条の

本郷法政紀要 No. 1 1993

成立経緯をみても239,同条に規定された違反行為 の形態は, 当時行なわれていた業務に照らした義 務違反の具体例であり、規定の有無により規制の 在り方に差異を設ける趣旨ではなかったものとい うべきであるから, 同条に規定されていない忠実 事務違反行為についても、信託行為による包括的 な権限付与は認められず, 受託者の個別の承諾又 は追認、あるいは裁判所の許可がなければ、受託 者は忠実義務違反を免れないものとするべきであ る。なお, 受託者による受益権の担保取得につい て,大判昭和8年3月14日民集12巻4号350頁は, 信託財産と受益者は「観念ガ異ナル」との形式論 理で受託者による受益権取得を認めているが、忠 実義務違反の判断としては考慮が不十分であり, かかる取引を有効とするためには、受益者に対し て適正な情報開示がなされることが必要であるも のというべきである。

最後に、以上述べてきた解釈において、信託目的、当事者の性格や能力、財産や権利の種類等による類型的差異を認めるべきか否かについては、前述のとおり、将来において忠実義務を多元的に構成していくことが望ましいものとしても、信託法はそのような類型をせずに一般法理を規定しており、現在のところ忠実義務の本質や内容に関する議論も不十分であるから、現時点での解釈としては、忠実義務は一元的にとらえるほうが無難であり、権利取得の禁止において物権と債権による取り扱いの差異を主張する米倉教授の見解²⁴⁰とは相容れないこととなるが、この点は、具体的な場面での情報開示の程度に関する今後の議論の中で解決されるべきである。

なお、義務違反の効果としての受益者の救済については、受益者の選択により、民法の一般理論によって損害賠償が請求できる他、信託法の下では、第27条により受託者に損害の塡補又は財産の復旧を請求することができ、第31条によって違反処分を取消すことも可能とすべきであると考えるが、通説は忠実義務違反行為を全て無効と考えており²⁴¹、前節で述べたとおり、受益者の救済、受託者の責任の問題は議論すべき点が多々あるため、

将来別稿で検討することとしたい。

第4章 今後の課題

本稿は、信託法第22条に関する従来の解釈論に対する不満から出発し、英米における忠実義務法理に関する議論を参照して、我が国の信託法における受託者の忠実義務の在り方を考えようとしたものであったが、議論し残した点、今後検討しなければならない点は数多くある。

まず、具体的場面において受託者に要求される情報開示の範囲や程度、さらには忠実義務の多元的構成が可能であるか、その指標並びに具体的な義務の程度及び責任の範囲はどうなるのか等の点については、幸か不幸か我が国には受託者の忠実義務違反の判例がないため、内外の信託及び類似制度の事例を通じて、検討を行なっていかなければならない。

次に本稿ではもっぱら忠実義務の要件に焦点を 当て、忠実義務違反の効果としての受託者の責任 の問題については触れなかったが、義務違反の効 果として受益者にどのような方法でどの範囲の救 済を与えるかについては、第三者との利害調整も 含め、損害賠償法全体を視野に入れて再検討する ことが必要である。

又,受託者は忠実義務以外にも,注意義務,自 己執行義務,分別管理義務など,様々な義務を負っ ているのであり,本稿では忠実義務と他の義務と の交錯については触れていないため,受託者の義 務全体の関係を再度議論する必要もある。

さらに、本稿では我が国の信託法の母法という 理由で専ら英米の法理のみを参照したが、他の英 米法圏、大陸法圏の諸国での信託又は信託類似の 法制度において、受託者の忠実義務の問題、又は 財産管理権者の自己取引など、これに類する問題 に対して、どのような対応がなされ、その解決方 法の異同には如何なる理由があるのかについても、 制度相互間の差異に注意しながら、考察していく ことが有益である。

その他, 本稿においては深く考えなかった信認

関係の論理的再構成は,信認関係に様々な法律関係が含まれていることから,個々の法制度の特徴と諸制度の異同を正確に理解することが前提となるため極めて困難な問題であり,私法体系における信託の役割は何かという,さらに困難かつ遠大な問題に行きつくことになるわけであるが,我が国の信託及びその他の財産管理制度さらには私法体系全体の在り方を考えるため,今後研究を行なっていかなければならない。

結局のところ本稿は、信託法の中の、現在まだ 発生していない、昔からあたりまえと考えてこら れた問題を取り上げ、母法を参照したうえで、か なり慎重な、かつあたりまえの考え方を一つ呈示 したにすぎない。

しかし、受託者の忠実義務が、受託者の資質を 向上させて受益者の利益を保護し、信託制度の健 全な発展の要となってきたことは既に繰り返し述 べたとおりであり、現在の我が国で受託者の忠実 義務違反の弊害が深刻な問題となっていないこと は非常に幸運なことであるから、今後の忠実義務 法理の議論の発展を願うとともに、この議論の発 展が受託者の一層の資質の向上に寄与し、義務違 反の問題が将来にわたって机上論であり続けるこ とを、さらに、強く願うものである。

(†本稿は1992年12月25日東京大学大学院法学政治学研究科に提出した,修士論文に代わる特定の課題についての研究成果を補正したものであり,1993年9月14日現在入手していた資料に基づいている。)

注

- 1 四宮和夫『信託法』231頁(新版,1989)(以下,四宮『信託法』(1989)と引用する。),なお,四宮和夫「受託者の忠実義務」『信託の研究』208頁以下,特に213頁(1965,初出1963),松本崇『信託法〈特別法コンメンタール〉』144頁(1972)参照。
- 2 四宮『信託法』233-34,301頁(1989)。この他, 細矢祐治『本邦信託論』348-50頁(1922),三淵忠 彦『信託法通釈』281-82頁(1926),来栖赳夫「信

託法綱論」『信託法・財団抵当法の研究』48-49頁 (1968,初出1939),高橋俊英編『金融関係法 I』 152-54頁 [石井富士雄] (1964)参照。

- 3 中根不羈雄「信託法第二十二条解説」信託協会会報9巻1号33頁以下,特に48頁以下(1935),同「受益者の承諾に依る信託財産の固有化」信託協会会報9巻3号49頁以下,特に58頁(1935),入江眞太郎『信託法原論』312頁以下(全訂版,1933),永井寿吉「社債法の研究,付論・信託法に就いて」司法研究第十五輯二,205頁(1932),大阪谷公雄「約款は王様である」『信託法の研究[下]実務編』228頁(1991,初出1985)。
- 4 松本県「信託銀行の貸出取引における相殺と忠実 義務(1),(2)」信託127号35-36頁,128号105-06頁 (1981),近藤寛「信託業務の担保をめぐって」債権 管理21号24-25頁(1989)。
- 5 大宮克巳「信託法上強行規定とされているものについて」信託法研究14号 3 頁以下,特に22-25頁(1990)。1989年 5 月に行なわれた第14回信託法学会における同氏の学会報告を基調とする。
- 6 米倉明「信託法22条1項本文の解釈について」信託160号4頁以下(1989),なお、青木徹二『信託法論』232-33頁(1926)参照。この解釈が妥当であるか否かを判断するには、後述のとおり、文言解釈が可能であるかどうかではなく、忠実義務の本旨からこの解釈が演繹できるか否かを検討しなければならない。
- 7 四宮『信託法』234頁 (1989),松本崇「シンポジウム・信託法改正問題,III受託者の基本的義務」信託法研究10号26-29頁(1986),信託法第 4 次改正試案第22条(信託法研究10号126頁所収,1986),江頭憲治郎『商取引法 下』459頁注 2 (1992) ほか。
- 8 大和銀行は信託銀行ではないが、本稿では便宜 上、兼営法により信託業務を兼営する銀行を「信託 銀行」と総称する。
- 9 昭和57.4.1蔵銀903「信託銀行の業務運営に関する基本事項等について」第一 信託業務関係,2 信託業務運営の適正化,(1)イ(注)。なお,平5.4.1.蔵銀621「地域金融機関が本体で行なう信託業務の取扱いについて」2(1)イ(注)参照。

- 10 四宮『信託法』234頁注1 (1989) 参照。
- 11 四宮『信託法』224頁(1989)参照。
- 12 平5.4.1蔵銀620「信託関係の弊害防止措置の遵守について」2親子間取引等。
- 13 四宮『信託法』233, 235-36頁 (1989)。
- 14 我が国の信託法の起草にあたって当初参照されたのは、インド信託法 (Indian Trust Act 1882)、カリフォルニア州民法典 (California Civil Code)であったが、最終的には英国の判例、学説に依拠したとされる。山田昭『信託立法過程の研究』96-97頁(1981)参照。又、大蔵省銀行局編『外国ニ於ケル信託ニ関スル調査』(1916)が、その内容の大部分を米国及び英国の信託法理及び業務の解説にあてていることからも、我が国の信託法の立法にあたり母法として参照されたのは英米の信託法理と考えるべきである。
- 15 四宮和夫「受託者の忠実義務」前掲注 1 (1963),中根不羈雄「信託法第二十二条解説」前掲 注 3 (1935),同「受益者の承諾に依る信託財産の固 有化」前掲注 3 (1935) など。
- 16 Scott, The Fiduciary Principle, 37 Calif. L. Rev. 539 (1949); Sealy, Fiduciary Relationships. [1962] Camb. L.J. 69; Sealy, Some Principles of Fiduciary Obligation, [1963] Camb. L.J. 119; Jones, Unjust Enrichment and the Fiduciary's Duty of Loyalty, 84 L.Q. Rev. 472 (1968); Weinrib, The Fiduciary Obligation, 25 U. Toronto L.J. 1 (1975); Frankel, Fiduciary Law, 71 Calif. L. Rev. 795 (1983); DeMott, Beyond Metaphor: An Analysis of Fiduciary Obligation, [1988] Duke L.J. 879; J.C. SHEPHERD, THE LAW OF FIDUCIARIES, (1981); P.D. FINN, FIDUCIARY OBLIGATIONS, (1977); T.G. YOUDAN (ed), EQUITY, FIDUCIARIES AND TRUSTS, (1989); D.A. DEMOTT, FIDUCIAR-Y OBLIGATION, AGENCY AND PARTNER-SHIP, (1991).
- 17 Frankel, supra note 16, at 803-04, (1983).
- 18 ex. Brown, Franchising—A Fiduciary Relationship, 49 Tex. L. Rev. 650, 664 (1971).

- 19 E. VINTER, A TREATISE ON THE HISTORY AND LAW OF FIDUCIARY RELATIONSHIP AND RESULTING TRUSTS, at 1 (3d ed. 1955), これは信託の起源がローマ法であるか否かの議論とは直接の関係はない。Id, at 1-2.
- 20 VINTER, supra note 19, at 1, (1955); F.W. MAITLAND, EQUITY, ALSO THE FORMS OF ACTION AT COMMON LAW, at 82 (ed. by A.H. CHAYTOR & W.J. WHITTAKER, 1926).
- 21 A. UNDERHILL & D.J. HAYTON, LAW RELATING TO TRUSTS AND TRUSTEES, at 15 (14th ed. (by D.J. HAYTON) 1987); A.W. SCOTT, THE LAW OF TRUSTS, § § 2.5 & 495 (4th ed. (by W.F. FRATCHER) 1987-89), [hereinafter SCOTT ON TRUSTS].
- 22 VINTER, supra note 19, at 9, (1955); Brown, supra note 18, at 664, (1971); cf. Cooter and Freedman, *The Fiduciary Relationship: Its Economic Character and Legal Consequences*, 66 N. Y.U.L. Rev. 1045, 1046 n. 3 (1991).
- 23 信認関係を単なる類推によって認めることが不適切であることについては、Frankel、supra note 16,804 et seq.,(1983)。又、Fiduciary の語が比喩的に使われていることを指摘するのが、DeMott、supra note 16,888 et seq., (1988).
- 24 Scott, supra note 16, at 540, (1949).
- 25 Jones, supra note 16, at 472, (1968).
- 26 Brown, supra note 18, at 664, (1971).
- 27 Weinrib, supra note 16, at 22, (1975).
- 28 Shepherd, Toward a Unified Concept of Fiduciary Relationships, 97 L.Q. Rev. 51, 75 (1981).
- 29 Frankel, supra note 16, at 808-09, (1983).
- 30 SHEPHERD, supra note 16, at 51-91, (1981); Finn, *Fiduciary Principle*, (YOUDAN ed.), EQUITY, FIDUCIARY AND TRUSTS, 1 et seq. (1989).
- 31 受認者の相手方を表す用語すら統一されていないのが現状である。ex. SCOTT ON TRUSTS,

- § 495, (1989), (beneficiary); Frankel, supra note 16, at 800 n. 17, (1983), (entrustor); DeMott, supra note 16, at 882, (1988), (beneficiary).
- 32 MAITLAND, supra note 20, at 82, (1926); VINTER, supra note 19, at 1, (1955); SCOTT ON TRUSTS, § § 2.5 & 495, (1987-89); Sealy, supra note 16, at 72, (1962); SHEPHERD, supra note 16, at 21, (1981); Frankel, supra note 16, at 800 n. 17, (1983); D.W. WATERS, LAW OF TRUSTS IN CANADA, at 31-33 (2d ed. 1984); etc.
- 33 RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS, § 2, cmt. b (1959) [hereinafter RESTATE-MENT 2d].
- 34 ex. Meinhard v. Salmon, infra note 106, (1928).
- 35 ex. Scott, supra note 16. (1949).
- 36 RESTATEMENT OF TRUSTS, §165(Preliminary Draft, Nos. 16, 18, 22, 23, 47, 49), (1930-34) (unpublished manuscripts); RESTATEMENT OF TRUSTS § 165 (Tentative Draft No. 2), (1931); RESTATEMENT OF TRUSTS, §170, (1935)。なお, duty of loyalty の語が米国の信託法関係の著作の中で最初に用いられたのは, リステイトメントの起草者スコットの著作, A. W. SCOTT, SELECT CASES AND OTHER AUTHORITIES ON THE LAW OF TRUSTS, at 538 n.1, (2d ed., 1931)であるが, 判例ではそれ以前からこの語が用いられている。特にリステイトメント起草初期に判決された Meinhard v. Salmon, infra note 106, (1928)におけるカードウゾ (Cardozo) 判事の判決意見参照。
- 37 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, (1987); G.W. KEETON & L.A. SHERIDAN, THE LAW OF TRUSTS, (11th ed. 1983); J. G. RIDDALL, THE LAW OF TRUSTS, (4th ed. 1992); P. TODD, TEXTBOOK ON TRUSTS, (1991); HAYTON & MARSHALL, CASES AND COMMENTARY ON THE LAW OF

- TRUSTS, (9th ed. (by D. J. HAYTON)1991); G. MOFFAT AND M. CHESTERMAN, TRUSTS LAW / TEXT AND MATERIALS, (1988); etc.
- 38 KEETON & SHERIDAN, supra note 37, 313 et seq., (1983).この表現は論者によって若干差異があるが、対象とするものは同じである。ex. UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, Art. 61, (1987), (Duty of trustee not to traffic with or otherwise profit by trust property); RIDDALL, supra note 37, 328 et seq., (1992), (duty not to profit from a trust).
- 39 Marshall, Conflict of Interest and Duty, 8
 Current Legal Problems 91 (1955); HAYTON &
 MARSHALL, supra note 37, 548 et seq., (1991);
 MOFFAT & CHESTERMAN, supra note 37, at
 346-48, (1988); etc.
- 40 (1726) Sel. Cas. Ch. 61; 25 Eng. Rep. 223
- 41 LEWIN ON TRUSTS, at 142 (16th ed. by W. J. MOWBRAY, 1964); SNELL'S EQUITY, at 246 (29th ed. by P. V. BAKER & P. St. J. LANGAN, 1990).
- 42 VINTER, supra note 19, 3 et seq., (1955)。この他, 例えば, 大憲章 (Magna Carta) 第4条, 第5条には, 後見人の財産管理に対する規制が規定されている。G. R. C. DAVIS (ed.), MAGNA CARTA, at 24-25, (British Library, 4th reprint (revised), 1982) (本書の入手については米倉明教授の御厚意を受けた。)
- 43 (1670) 1 Ch. Cas. 190; 22 Eng. Rep. 756.
- 44 VINTER, supra note 19, at 9, (1955); Hart, The Development of the Rule in Keech v. Sandford, 21 L. Q. Rev. 258, 259 (1905).
- 45 1711年に設立された南海会社 (Sonth See Company)によってあおられた投機熱により、投資家が大損害を被った投資恐慌事件。大塚久雄『株式会社発生史論』『大塚久雄著作集第1巻』515-17頁 (1969,初出1938)参照。
- 46 Keeton, *The Changing Conception of Trustee-ship*, 3 Current Legal Problems 14, 22-23 (1950),

- reprinted in, G.W. KEETON, SOCIAL CHANGE IN THE LAW OF TRUSTS, at 13-14 (1958); 2 D. C. YALE, LORD NOTTINGHAM'S CHANCERY CASES, at 144 (Selden Society, 1961); Cretney, *The Rationale of Keech v. Sandford*, 33 Conveyancer. 161, 168 (1969).
- 47 YALE, supra note 46, at 124, (1961).
- 48 [1903] 2 Ch. 40.
- 49 Id, at 58, per Collins L. J.
- 50 Id, at 61, per Romer L. J.
- 51 [1927] 2 Ch. 9, [1927] All E. R. Rep. 751.
- 52 [1908] 1 Ch. 65.
- 53 [1968] 1 All E. R. 1111, [1968] 1 W. L. R. 519.
- 54 Randall v. Russell, (1817) 3 Mer. 190, 36
 Eng. Rep. 73; Longton v. Wilsby, (1897) 76 L.
 T. 770; Bevan v. Webb, [1905] 1 Ch. 620
- 55 この判旨は、*Thompson's Trustee in Bankruptcy* v. Heaton, [1974] 1 All E. R. 1239, 1248, 1 W. L. R. 605でも維持され、一般法理の一環として判示されている。
- 56 Cretney, supra note 46, at 174, (1969).
- 57 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, at 308, (1987).
- 58 [1967] 2 A. C. 46, [1966] 3 All E. R. 721.
- 59 受益者の承諾がなかったことは、原審により認定されており、この点に関しては上告されていない。 *Phipps v. Boardman*、 [1964] 2 All E. R. 187、204 et seq., per Wilberforce J.
- 60 [1967] 2 A. C. 46, 102-03, per Lord Cohen.
- 61 このことは多数意見も認めている。Id. at 104, per Lord Cohen.
- 62 Id. at 128-29, per Lord Upjohn.
- 63 Id. at 76, per Viscount Dilhorne.
- 64 Id. at 131-32 per Lord Upjohn.
- 65 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, at 318, (1987).
- 66 Poole, *The Honor of Constructive Trustee*, 31 Conveyancer. 352, 358 (1967).
- 67 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, at

- 319, (1987)
- 68 (1788) Bro. C. C. 400.
- 69 (1798) 3 Ves. Jun. 740.
- 70 (1800)5 Ves. 678, 31 Eng. Rep. 801.
- 71 infra note 75, (1802).
- 72 infra note 74, (1803).
- 73 infra note 79, (1805).
- 74 Ex Parte James, (1803) 8 Ves. 337, 345, 32 Eng. Rep. 385, 388.
- 75 Ex Parte Lacey, (1802) 6 Ves. 625, 629, 31 Eng. Rep. 1228, 1229-30.
- 76 Wright v. Morgan, [1926] A. C. 788.
- 77 Ex Parte James, supra note 74, (1803)
- 78 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, at 574, (1987), citing *Tito v. Waddell (No.2)*, [1977] 2 All E. R. 129, 141.
- 79 Ex parte Bennett, (1805) 10 Ves. 381, 385, 32 Eng. Rep. 893, 894.
- 80 Re Postlethwaite, (1888) 37 W. R. 200, 60 L. T. 514 (C. A.).
- 81 Williams v. Scott, [1900] A. C. 499.
- 82 Wright v. Morgan, supra note 76, at 796, (1926).
- 83 In re Boles and British Land Company's Contract, [1902] 1 Ch. 244, 247.
- 84 [1968] Ch. 353, [1968] 1 All E. R. 665.
- 85 Wright v. Morgan, supra note 76, (1926).
- 86 [1968] Ch. 353, 391-93, per Harman L. J., id. at 397, per Dankwerts L. J.
- 87 UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, Art. 61(2)(f), at 573-74(1987), (very exceptional circumustances exist).
- 88 [1968] Ch. 353, 393, per Harman L. J., id. at 405, per Sachs L. J.
- 89 In re Sykes, [1909] 2 Ch. 241; Famer v. Dean, (1863) 32 Beav. 327, 55 Eng. Rep. 128; cf. Holder v. Holder, supra note 84;この他法令による例外もある。Settled Land Act 1925 (15 & 16 Geo. 5, c. 18), s. 68.
- 90 SCOTT ON TRUSTS, § 216, at 326-29,

- (1988), (citing Lockhart v. Reilly, (1856) 25 L.J. Ch. 697, 701).
- 91 Id, at 329, (1988), (citing City Bank Farmers Trust Co. v. Smith, 263 N. Y. 292, 295, 189 N. E. 222).
- 92 4 W. HOLDSWORTH, A HISTORY OF ENG-LISH LAW, 438 et seq, (3d ed. 1955).
- 93 Coles v. Trecothick, (1804) 9 Ves. 234, 244, 32 Eng. Rep. 592, 596.
- 94 Id. (1804), 9 Ves. 234, 246-47, 32 Eng. Rep. 592, 597.
- 95 SNELL'S EQUITY, supra note 41, at 250, (1990).
- 96 Re Thompson, [1930] 1 Ch. 203.
- 97 Robinson v. Pett, (1734) P. Wms. 249, 251, 24 Eng. Rep. 1049.
- 98 (1850) 1 Mac. & G. 664, 41 Eng. Rep. 1422.
- 99 SNELL'S EQUITY, supra note 41, 254 et seq., (1990); KEETON & SHERIDAN, supra note 37, 326 et seq., (1983).
- 100 [1896] A. C. 44, 51.
- 101 Scott, Trust as an Instrument of Law Reform, 31 Yale L. J. 457, 468 (1922).
- 102 Keeton, Some Tendancies in the Anglo
 -American Law of Trusts, 13 N. Y. U. L. Q.
 Rev. 556 (1936).
- 103 Scott, supra note 101, (1922).
- 104 Isaacs, Trusteeship in Modern Business, 42Harv. L. Rev. 1048, 1052-56 (1929).
- 105 Davoue v. Fanning, 2 Johns. Ch. 252, 257 et seq. (N. Y. 1816); Michoud v. Girod, 45 U. S. (4 How.) 503, 558 et seq. (1846).
- 106 249 N. Y. 458, 464, 164 N. E. 545, 546 (1928).
- 107 ex. In re Estate of Binder, 137 Ohio St. 26,
 27 N. E. 2d 939 (1940); Matter of Ryan, 291 N.
 Y. 376, 52 N. E. 2d 909 (1943); cf. Guthrie's Estate, 320 Pa. 530, 182 A. 248 (1936).
- 108 Scott, Fifty Years of Trusts, 50 Harv. L. Rev. 60, 66-68 (1936).
- 109 Niles, Contemporary View of Liability for

- Breach of Trust, 114 Trusts and Estates 12 (1975).
- 110 Scott, Trustee's Duty of Loyalty, 49 Harv. L. Rev. 521 (1936); Scott, supra note 16, (1949); Hoover, Basic Principles Underlying Duty of Loyalry, 5 Clev.-Mar. L. Rev. 7 (1956); Hallgring, The Uniform Trustee's Powers Act and the Basic Principles of Fiduciary Responsibility, 41 Wash. L. Rev. 801 (1966).
- 111 Scott, supra note 110, (1936); RESTATE-MENT 2d, § 170, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § § 170-170. 25, (1987).米国の忠実義務に関する判例法理は,事実上このスコットによる基本法理を軸としており,個々の判例はその具体的適用としての性格が強いため,本節では原則としてリステイトメント及びSCOTT ON TRUSTSのみを引用する。なお,スコットの判例に対する影響力を皮肉交じりに指摘したものとして,Niles & Schwaltz, infra note 112, at 170 (1944).
- 112 Niles & Schwaltz, Breach of Trust--Recent Developments, 20 N. Y. U. L. Q. Rev. 165 (1944); Haggerty, Conflicting Interests of Estate Fiduciaries in New York and the "No Further Inquily" Rule, 18 Fordham L. Rev. 1 (1949); Note, Corporate Trustee's Conflict of Interest, 25 Univ. Chi. L. Rev. 382 (1958).
- 113 RESTATEMENT 2d, § 170(1), (1959); RE-STATEMENT (3d) OF TRUSTS (Prudent Investor Rule) § 170(1), (1992) [hereinafter RE-STATEMENT 3d (Prudent Investor Rule)].
- 114 SCOTT ON TRUSTS, § 170 n. 1, (1987).
- 115 RESTATEMENT 2d, § 169 cmt. c, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § \$169-70 at 311, (1987).
- 116 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § § 170.1 & 170.3-170.5, (1987).
- 117 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. h, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.12, 351 et seq., (1987).
- 118 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. b, (1959);

- SCOTT ON TRUSTS, § 170.4 n. 3, (1987).
- 119 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.5 nn. 1-3, (1987).
- 120 例えば、共同受託者の一人が他の受託者の定めた価格により信託財産を取得することは忠実義務違反となる。もっとも、信託財産にとって明らかに有利な取引については取消が否定される場合もある。SCOTT ON TRUSTS、§ 170.3 n. 1, (1987).
- 121 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.1 n. 11 & § 170.5 n. 4, (1987).
- 122 SCOTT ON TRUSTS, § 170.5 at 330, (1987).
- 123 RESTATEMENT 2d, § 206 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 n. 2, (1987).
- 124 RESTATEMENT 2d, § 284(2), (1959).
- 125 RESTATEMENT 2d, § 206 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 nn. 2-3 (1987).
- 126 RESTATEMENT 2d, § 206 cmt. b, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 n. 5, (1987).
- 127 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2, at 322-23, (1987).
- 128 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 n. 10, (1987).
- 129 Ibid.
- 130 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2, at 324-25, (1987).
- 131 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 n. 9, (1987).
- 132 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 n. 11, (1987).
- 133 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. e, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.6 n. 1, (1987).
- 134 SCOTT ON TRUSTS, § 170.6 n. 2, (1987).
- 135 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. e, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.6 n. 3, (1987).
- 136 SCOTT ON TRUSTS, \$170.6 nn. 4-6, (1987).
- 137 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. e, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.6 n. 7, (1987).
- 138 SCOTT ON TRUSTS, § 170.6 n. 8, (1987).
- 139 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. e, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.6 n. 10, (1987).
- 140 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. e, (1959);

- SCOTT ON TRUSTS, § 170.6 n. 11, (1987).
- 141 SCOTT ON TRUSTS, § 170.6 n. 12, (1987).
- 142 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. q, (1959);
 RESTATEMENT 3d(Prudent Investor Rule),
 \$170 cmt. q, (1992); SCOTT ON TRUSTS,
 \$170.6 n. 14, (1987).
- 143 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. g, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.8 at 341, (1987).
- 144 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. g, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.8 n. 1, (1987).
- 145 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. g, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.8 n. 4, (1987).
- 146 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. g, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.8 n. 5, (1987).
- 147 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. c, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.10 n. 1, (1987).
- 148 SCOTT ON TRUSTS, § 170.10 nn. 2-4, (1987).
- 149 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. r, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.16 n. 1, (1987).
- 150 SCOTT ON TRUSTS, \$170.16 at 383, (1987).
- 151 SCOTT ON TRUSTS, § 170.16 n. 2, (1987).
- 152 SCOTT ON TRUSTS, \$170.16 at 382, (1987).
- 153 R. D. Niles, *Book Reviews*, 32 N. Y. Univ.L. Rev. 886, 889 (1957) (reviewing SCOTT ON TRUSTS (2d ed. 1956)).
- 154 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. 1, (1959); RESTATEMENT 3d Prudent Investor Rule), § 170 cmt. 1, (1992); SCOTT ON TRUSTS, § 170.17 n. 2, (1987).
- 155 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. l, (1959); RESTATEMENT 3d (Prudent Investor Rule), § 170 cmt. l, (1992); SCOTT ON TRUSTS, § 170.17 n. 6, (1987).
- 156 SCOTT ON TRUSTS, § 170.17 n. 7, (1987).
- 157 SCOTT ON TRUSTS, § 170.17 nn. 10, 14, 15, (1987).
- 158 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. 1, (1959);

- RESTATEMENT 3d(Prudent Investor Rule), § 170 cmt. 1, (1992); SCOTT ON TRUSTS, § 170.17 nn. 3 & 5, (1987).
- 159 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. j, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.21, p. 403 et seq., (1987)。この点に関する限界事例として, Meinhard v. Salmon, supra note 106, (1928).
- 160 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. p, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.23, (1987).
- 161 SCOTT ON TRUSTS, § 170.20 nn. 3-4, (1987).
- 162 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. k, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.21 n. 7, (1987).
- 163 RESTATEMENT 2d, § 170(2), (1959); RESTATEMENT 3d (Prudent Investor Rule), § 170 (2), (1992).
- 164 SCOTT ON TRUSTS, \$170.20 nn. 1-2, \$170.22, at 415, (1987).
- 165 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. o, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.22 nn. 1-2, (1987).
- 166 SCOTT ON TRUSTS, § 170.22 nn. 13-14, (1987).
- 167 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. t, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.9 n. 1, (1987).
- 168 RESTATEMENT 2d, § 216 (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 216 n. 1, (1988).
- 169 RESTATEMENT 2d, § 216 (2)(c), (1959).
- 170 SCOTT ON TRUSTS, § 170 n. 2, § 170.1 nn. 12-14, § 216 n. 6, (1987-88).
- 171 SCOTT ON TRUSTS, § 170.1 at 320, (1987).
- 172 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. f, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.7 n. 1, (1987).
- 173 SCOTT ON TRUSTS, § 170.7 at 340, (1987).
- 174 SCOTT ON TRUSTS, \$170.7 nn. 5-6, (1987).
- 175 SCOTT ON TRUSTS, § 170.7 n. 11, (1987).
- 176 RESTATEMENT 2d, § 170 cmts. d & i, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § § 170.11 & 170.13, (1987).
- 177 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. d, (1959);

- SCOTT ON TRUSTS, § 170.11 n. 1, (1987).
- 178 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. i, (1959); SCOTT ON TRUSTS, \$170.13 n. 1, (1987).
- 179 SCOTT ON TRUSTS, § 170.11 n. 2, (1987).
- 180 RESTATEMENT 2d, \$170 cmt. n, (1959);
 RESTATEMENT 3d(Prudent Investor Rule),
 \$170 cmt. n; SCOTT ON TRUSTS, \$170.15,
 p. 369 et seq., (1987).
- 181 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. n, (1959);
 RESTATEMENT 3d (Prudent Investor Rule),
 § 170 cmt. n; SCOTT ON TRUSTS, § 170.15,
 p. 371 et seq., (1987).
- 182 RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. n, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § 170.18, p. 390 et seq., (1987).
- 183 これに対して疑問を表明するのが, Niles & Schwarts, supra note 112, at 169-70(1944).
- 184 SCOTT ON TRUSTS, \$170.14 n. 3 & pp. 364-65, (1987).
- 185 SCOTT ON TRUSTS, § 170.2 at 323, (1987).
- 186 Scott, supra note 16, at 542(1949);四宮和夫 「受託者の忠実義務」前掲注1,226頁 (1963).
- 187 supra note 106, (1928)
- 188 SCOTT ON TRUSTS, § 170.25 at 437, (1987).
- 189 Scott, supra note 108, (1936)
- 190 Haggerty, supra note 112, at 2 n. 7(1949).
- 191 Note, supra note 112, at 384-86 (1958).
- 192 G. G. BOGERT & G. T. BOGERT, THE LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES, § 543, at 264-67 (rev. 2d ed., Replacement Volume, 1993).
- 193 377 Pa. 250, 103 A. 2d 409, 413 (1954).
- 194 95 Nev. 870, 603 P. 2d 1074 (1979), cert. denied, 449 U. S. 994.
- 195 331 Pa. 507, 1 A. 2d 292, 296 (1938).
- 196 220 F. 2d 593, 602-04 (2d Cir. 1955), cert. denied sub nom.
- 197 41 Md. App. 519, 398 A. 2d 460, 470 (1979) cert. denied.

- 198 supra note 105, at 268, (1816).
- 199 167 N. Y. 128, 60 N. E. 332, 334 (1901).
- 200 25 N. Y. 2d 553, 255 N. E. 2d 761 (1969).
- 201 SCOTT ON TRUSTS, § 170.7 n. 13, (1987).
- 202 105 III. App. 3d 1003, 435 N. E. 2d 109, 61 III. Dec. 620 (1981).
- 203 Comptroller of the Currency Regulation 9.12 (d), 12 C. F. R. § 9.12(d).
- 204 Comptroller of the Currency Regulation 9.12 (f), 12 C. F. R. § 9.12(f).
- 205 See SCOTT ON TRUSTS, \$ 170.18 nn. 11-13, (1987).
- 206 See SCOTT ON TRUSTS, § 170.15 n.12, (1987).
- 207 Fratcher, Trustee's Powers Legislation, 37 N.Y. Univ. L. Rev. 627, 662 (1962).
- 209 前掲注4,5に挙げた文献参照。
- 210 取締役の忠実義務については、条文の明定があるにかかわらずこのように主張する見解が多い。森本滋「取締役の善管注意義務と忠実義務」前掲注208 (1980)、近藤光男「取締役の経営責任」竹内昭夫、龍田節編『現代企業法講座3企業運営』295-99頁 (1985) ほか。
- 211 池田寅二郎『担保付社債信託法論』221-27頁 (1909),山田昭『信託立法過程の研究』110頁,138 頁以下(1981)参照。
- 212 英米法の下では good faith であっても忠実義務 違反となりうる。RESTATEMENT 2d, § 170 cmt. b, (1959).
- 213 WATERS, supra note 32, at 1091-96 (1984).
- 214 四宮『信託法』(旧版はしがき) iii (1989)。但 し,このことを誇大に強調すべきでないとする見解

- もある。米倉明「信託法のわが国における素地(4)」 信託164号16-17頁(1990)。
- 215 RESTATEMENT 2d, § 2, (1959); SCOTT ON TRUSTS, § \$2-2.5, (1987); UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, Art. 1, (1987).
- 216 SCOTT ON TRUSTS, § 14.3, (1987).
- 217 池田寅二郎,前揭注211,240頁以下(1909),四 宮和夫「信託契約」『契約法体系 V』78頁以下(1963)。
- 218 四宮『信託法』341-42頁(1989)参照。
- 219 SCOTT ON TRUSTS, § 130, (1987); UNDERHILL & HAYTON, supra note 21, at 25-26, (1987); Scott, The Nature of the Rights of the Cestui Que Trust, 17 Colum. L. Rev. 269 (1917). なお, 20世紀初頭までは, 受益権を債権的権利だとする見解も多かった。Hart, The Place of Trust in Jurisprudence, 28 L. Q. Rev. 290 (1920); MAITLAND, supra note 20, at 17, (1926); Ames, Purchase for Value without Notice, 1 Harv. L. Rev. 1, 9-10 (1887), reprinted in J. B. AMES. LECTURES ON LEGAL HISTORY AND MISCELLANEOUS LEGAL ESSAYS, 253, 262 (1913).
- 220 四宮『信託法』58頁以下,79-80頁(1989),田中 實『信託法入門』128頁(1992)。
- 221 新井誠『財産管理制度と民法・信託法』45頁以下 (1990), 米倉明, 前掲注214, 17頁以下(1990)。
- 222 SCOTT ON TRUSTS, § \$404-552, (1989).
- 223 5 R. POUND, JURISPRUDENCE, at 237-40 (1959).
- 224 我妻栄『債権総論』17-18頁(新訂版, 1964)。
- 225 但し,他人のための財産管理制度を受け入れる 土壌があったことについては,米倉明「信託法のわ が国における素地(2)(3)」信託161号110頁,162号19頁 (1990),田中實『信託法入門』21-22頁,145-46頁 (1992)参照。
- 226 Lepaulle, An Outsider's View Point of the Nature of Trusts, 14 Corn. L. Q. 52, 53 (1928).
 227 四宮『信託法』35-37頁 (1989)。
- 228 なお、第9条も忠実義務の具体化であるとする

見解もあるが、これについては、四宮和夫「信託法第9条の意味内容」『信託の研究』179頁以下(1965)参照。

- 229 前掲注3乃至5に挙げた文献参照。
- 230 四宮『信託法』232, 235-36頁 (1989)。
- 231 四宮『信託法』234頁 (1989)。
- 232 四宮『信託法』233頁 (1989)。
- 233 四宮『信託法』301頁注 2 (1989)。
- 234 山田昭「受託者の忠実義務に関する考察--信託 業法第10条をめぐって」創価経営論集15巻2号88 頁,信託奨励金論集12号所収(1991)。
- 235 四宮『信託法』357-58頁(1989)参照。
- 236 前掲注12。
- 237 四宮『信託法』236頁注 1 (1989)。なお、米倉明 「信託法22条 1 項本文の解釈について」信託160号 12-13頁 (1989) 参照。
- 238 松本崇, 前掲注7, 29頁 (1986)。
- 239 事実関係については,山田昭,前掲注211,138頁 以下 (1981) 参照。
- 240 前掲注6。
- 241 前掲注2に挙げた文献参照。